





ごあいさつ

亀山市では、亀山城多門櫓、東海道の宿場である亀山宿、関宿、坂下宿、そして大和街道の加太宿など、江戸時代の姿を保存・整備し、ご覧いただいています。また、亀山市歴史博物館も、多くの近世文書を収蔵し、近世文書から明らかにする姿やくらしなどを紹介してまいりました。では、それ以前、中世の亀山では、どのようなことが起こっていたのでしょうか。

今回の歴史ひろばでは、亀山市内に伝来する中世文書、特に文化財に指定される38点全点を出品しています。これらの中世文書を改めて読み解き、亀山の中世の姿をご紹介します。全点を一堂に会することで、鈴鹿郡のみならず伊勢国内の中世、鎌倉時代、南北朝時代、室町時代、戦国時代、織豊期の様子を読み解けると考えています。

また、中世文書には、料紙や花押、朱印、そして文書様式といった文書の内容の他にも、中世文書ならではの楽しみがあります。室町幕府の足利尊氏、足利義詮、豊臣秀吉、そして地元、伊勢国守護であった仁木義長、さらには、後村上天皇などが発給した文書を展示しています。有名人の花押や印などにご注目いただくとともに、古文書から読み解ける中世の亀山の姿を実感いただければと思います。

最後になりましたが、本企画展の開催にあたり、ご協力をいただきましたご所蔵者をはじめ、ご教示、ご協力をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和五年一月

亀山市歴史博物館

|                  |    |
|------------------|----|
| 「ごあいさつ」          | 1  |
| 凡例               | 2  |
| 1 中世の石上寺         | 3  |
| (1) 熊野三山と石上寺     | 4  |
| (2) 石上寺への寄進      | 6  |
| (3) 石上寺を守る       | 8  |
| (4) 石上寺の祈禱～室町幕府～ | 13 |
| (5) 石上寺の祈禱～南朝～   | 22 |
| (6) 石上寺の文書目録     | 21 |
| 2 中世の合戦と武功       | 27 |
| 3 伊勢国守護と伊勢国司     | 33 |
| (1) 伊勢国守護仁木義長    | 34 |
| (2) 伊勢国司北畠氏      | 36 |
| 4 室町時代の文化        | 39 |
| 5 伊勢国と豊臣秀吉       | 43 |
| (1) 豊臣秀吉三奉行と亀山   | 44 |
| (2) 豊臣秀吉朱印状      | 45 |
| 6 亀山城主岡本良勝と鉄砲    | 53 |
| 主な参考文献           | 56 |
| 掲載資料一覧           | 57 |

- ・本図録は、令和四年度歴史ひろば「指定文化財紹介―中世文書を読み解く」(令和五年一月四日から二十九日まで開催)における展示図録として作成したものである。
- ・本図録で使用した記号の意味は、左記のとおりである。
- ◎ 県指定文化財 ○ 市指定文化財
- ・本図録に掲載した写真の撮影ならびに解説文は、中川由莉(当館学芸員)が担当した。
- ・当館では、過去に、本展示出品資料と同資料を出品した展示を開催した。
- 第九回企画展「三重県指定文化財  
石上寺文書の世界―歴史資料へのまなざし―」、一九九六  
第二十回企画展「平成十二年度亀山市指定文化財新指定記念(前編)  
「豊臣秀吉と亀山城主岡本下野守宗憲  
―発見された岡本家文書から―」、二〇〇一  
歴史ひろば「亀山市内に伝わる中世文書」、二〇一三(Web図録)  
また、『亀山市史』史料編古代・中世(二〇一)において、翻刻および解説を行っている。今回展示を行うにあたり、これまでの翻刻、解説を参考にし、再調査によって改めたところもある。
- ・翻刻文は、左記のルールで作成した。
- ・常用漢字を基本とするが、そうでないものもある。また、旧字、異体字は常用漢字で表記した。
- ・花押は(花押)、印は(印)とした。
- ・破損や文字の摩滅などによって判読できないものは、その字数を推定して□□で示し、字数の推定できないものは「□」で示した。
- ・本文以外の部分は、端裏書は、上下に「」を付け、(端裏)と注記し、別筆も、上下に「」を付け、(別筆)と注記した。
- ・文書に付属する貼紙の文字は、その上下に「」を付け、(貼紙)と注記した。
- ・人名・地名の比定は、( ) に入れ、傍注とした。
- ・文意の通じない箇所の場合には(ママ)、補注するも疑問の残る場合は(カ)と注記した。
- ・翻刻文は、中川由莉(当館学芸員)が作成し、小林秀樹(当館館長)が校正した。
- ・表紙の作成は、大澤亮二(当館職員)が担当した。

# 1 中世の石上寺

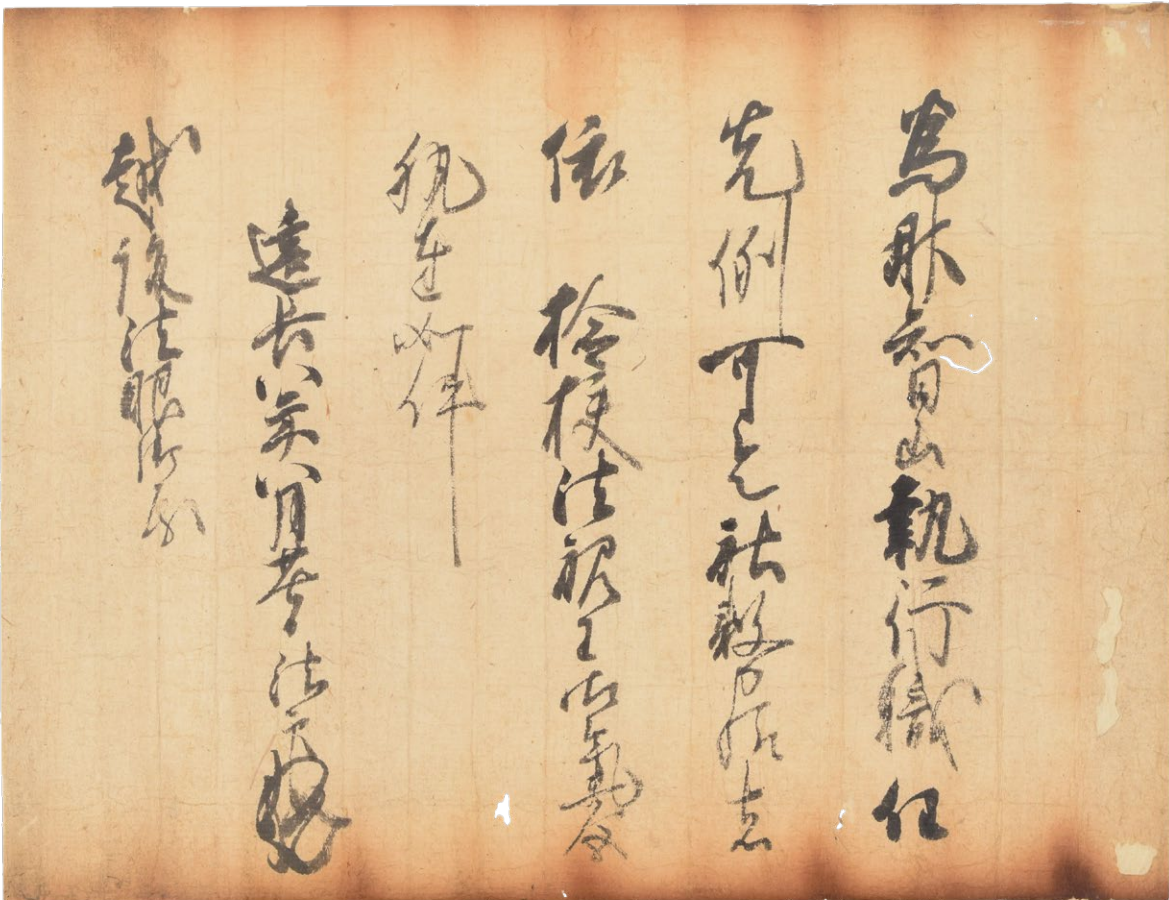
鎌倉時代から南北朝時代の動乱期にかけての石上寺の姿を読み解く。石上寺は、鎌倉・室町と時代が変わっても鎌倉・室町の各幕府から外護げごを受けた寺院であった。一方で、南北朝時代には、北朝方の室町幕府、そして南朝という敵対する両者からの外護を受けていた。両者からの外護は、鈴鹿郡において、北朝・室町幕府と南朝の勢力が重なっていたことを想像させるものである。

(1) 熊野三山と石上寺

発給年により、市域に残る最古の古文書である。鎌倉時代の石上寺は、熊野三山と関係があり、そのひとつ那智山の執行職に任じられる人物が止住する寺院であった。石上寺の寺格の高さをうかがわせる内容である。

1. ◎熊野三山検校覚仁法親王令旨

建長八年(一二五六) 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)



為那智山執行職、任  
先例、可令社務給者、  
依 檢校法親王御氣色、  
執達如件  
建長八年八月廿七日法印(花押)  
越後法眼御房

発給者である花押主の法印は不詳。  
熊野検校である覚仁法親王の意向により、  
石上寺の越後法眼御房を、那智山執行職に  
任命することを某法印が奉り、発給した  
令旨。

熊野検校は、熊野三山(本宮・新宮・那  
智)を総括する職であり、令旨発給時には、  
後鳥羽天皇皇子の覚仁法親王であった。そ  
の覚仁が、熊野三山のうち那智山の寺務を  
担う執行職として越後法眼御房を任じたも  
のが、この令旨である。

2. ○熊野山大権現扁額

鎌倉時代 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



熊野権現社の社殿に掛けられていた扁額。額面には「熊野山大権現」と刻む。筆者や作成年代は不明。

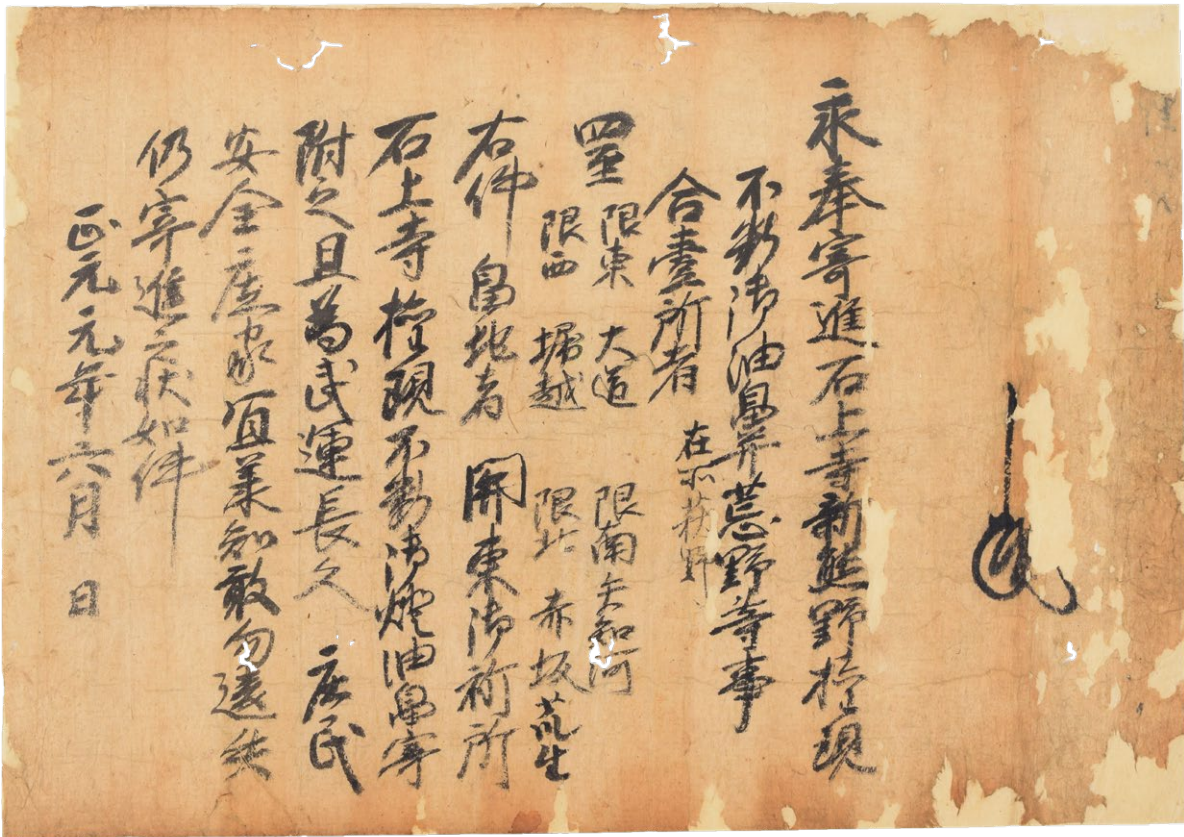
江戸時代に記された石上寺の縁起である「新熊野三社乃記」（No.4）には、延暦十五年（七九六）、大和国の紀真龍が石上神宮のお告げにより勧請し、新熊野の三社として仕えたことが記される。また石上寺は、山号を那智山という。「熊野三山檢校覚仁法親王令旨」（No.1）や縁起などから、石上寺が熊野三山や熊野信仰と深い関係があったことがうかがえる。

(2) 石上寺への寄進

石上寺の常灯明のために畠地を寄進した直状。石上寺が鎌倉幕府の祈禱所であったことがわかる。さらに、四至の地名からは、現在残る字名を推定できるところもあり、鎌倉時代の石上寺の経済基盤の一端をうかがえる。

3. ◎某寄進状

正元元年（一二五九） 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



〔端裏（裏打下） 野領家 御寄進状〕

（花押）

永奉寄進、石上寺新熊野権現  
不断御油畠并荒野等事  
合壹所者、在所秋野  
四至 限東大道、限南矢知河  
限西堀越、限北赤坂瓜生  
右件畠地者、関東御祈所  
石上寺権現不断御灯油畠寄  
附之、且為武運長久・庄民  
安全、庄家宜承知、敢勿違失、  
仍寄進之状、如件  
正元元年六月 日

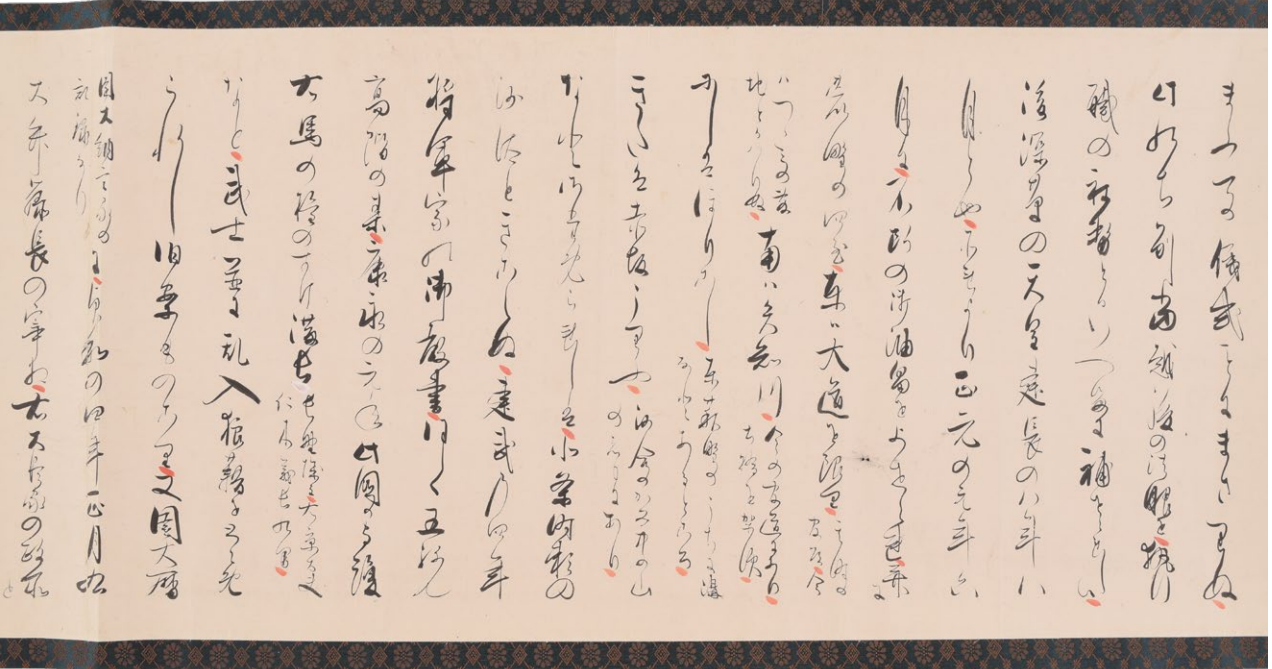
発給者である袖判の花押主は不詳。袖判、宛所不記載という尊大な形式で書かれており、石上寺より上の立場の某から出された直状である。

内容は、「関東御祈所石上寺権現（鎌倉幕府の祈禱所である石上寺）」に対し、絶やすことなく灯明を灯すための油代として萩野の畠を寄進し、武運長久と庄民安全を祈禱することを命じるもの。鎌倉時代の石上寺の寺領の範囲（東は大道、南は矢知河、西は堀越、北は赤坂瓜生）が記されている点も、興味深い。



4. 新熊野三社乃記

明和四年（二七六七） 石上寺（龜山市歴史博物館寄託）



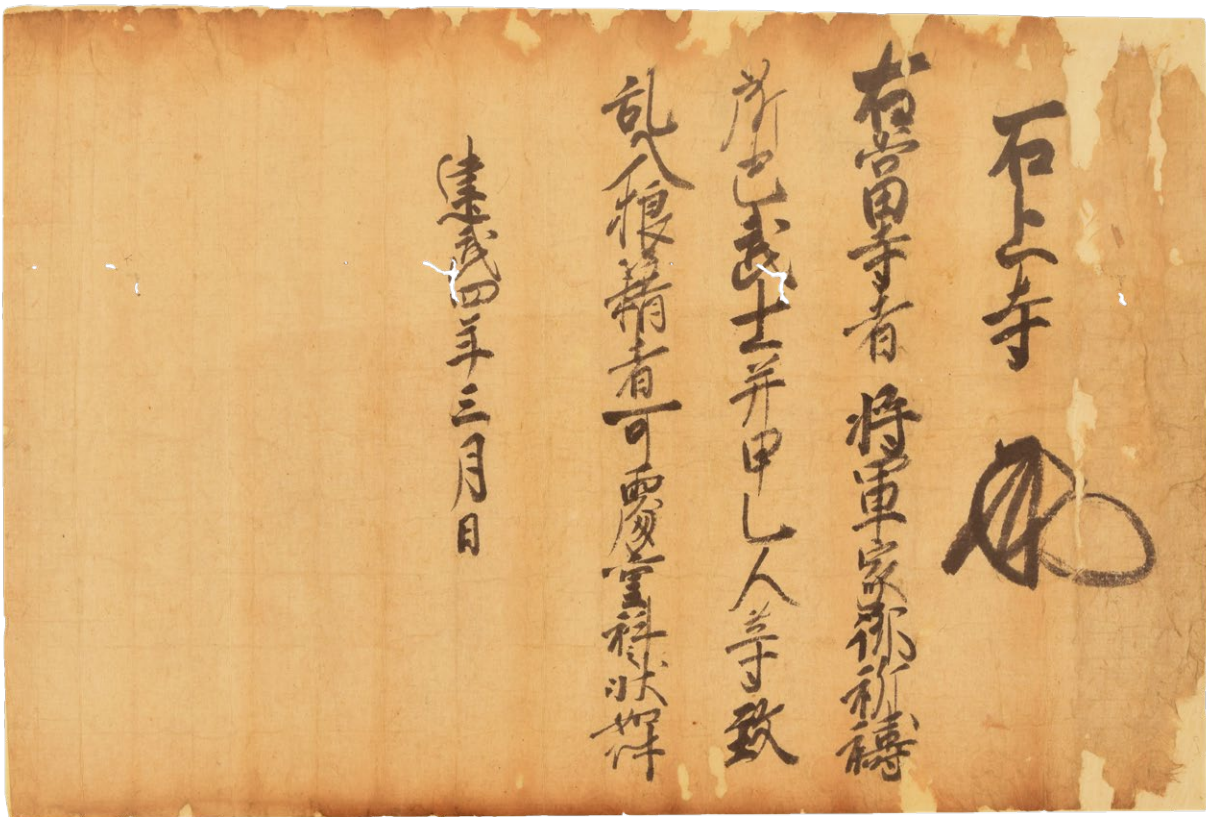
国学者の萱生由章かようよりふみが著した石上寺の縁起。本縁起の中で「某寄進状」(No.3)の寄進場所「萩野」の四至しよの具体的な場所を記す。東を限る「大道」は、「其時の官道(東海道)、今八つ、ミの敷地とかハリぬ」、南を限る「矢知川」は、「今の官道にあり、土橋を架す」、西を限る「堀越」は、「東萩野のうちに溝などあるところ」、北を限る「赤坂瓜生あかざかうりゆう」は、「河合のかみ、中の山のしもにあり」とあり、現在の和田町、川合町、栄町の各一部にあたるのではないかと考えられる。

(3) 石上寺を守る

北朝・室町幕府方から出された、石上寺への軍勢乱入の禁制五通。発給者が、伊勢国守護と室町幕府の管領であることから、北朝・室町幕府方が石上寺の外護者であったことがうかがえる文書群である。

5. ◎ 畠山高国禁制

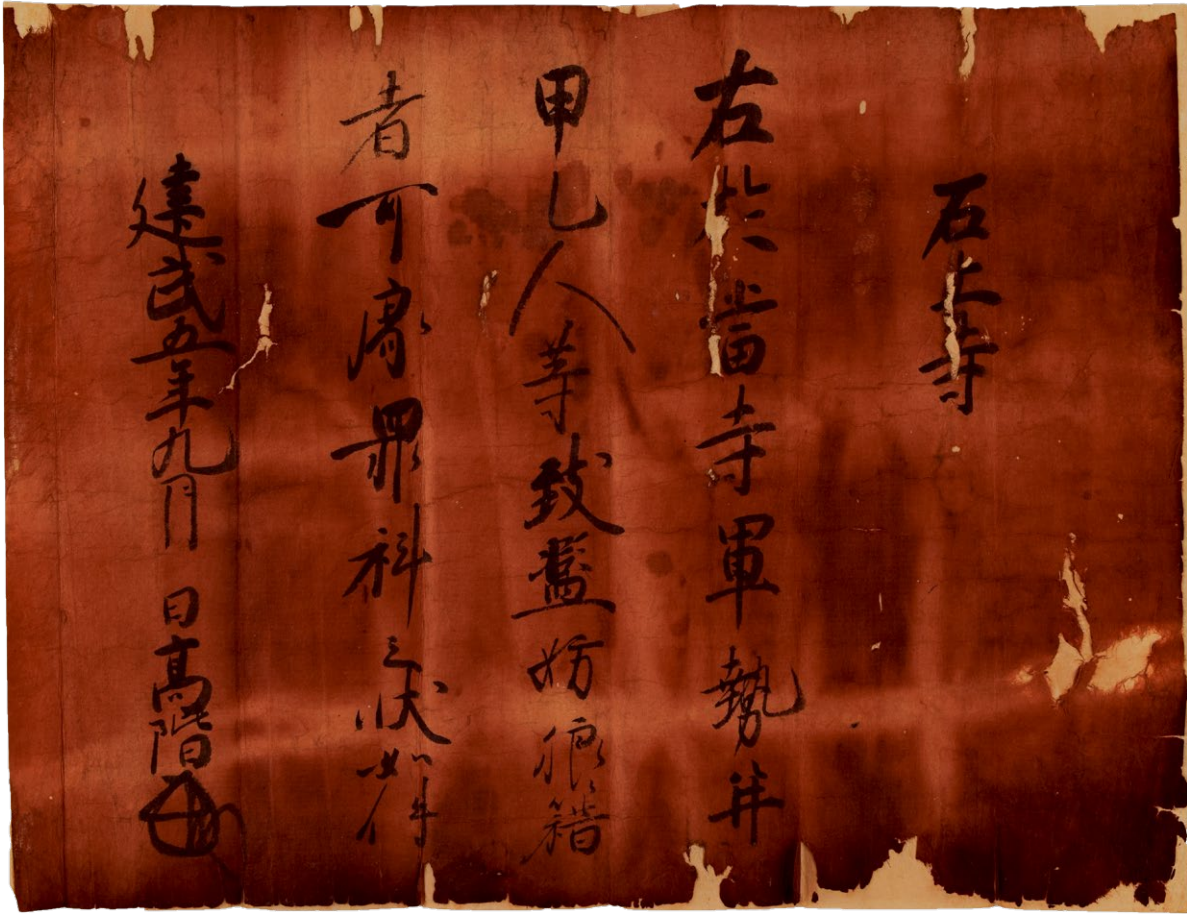
建武四年（一三三七） 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



石上寺（花押）  
（畠山高国）

右、当寺者、將軍家御祈禱所也、武士并甲乙人等、致乱入狼藉者、可處重科之状、如件  
建武四年三月日

発給者である袖判の花押主は、初代伊勢国守護の畠山高国（はたけまたかくに）。袖判が袖ではなく、本文冒頭下部に記される点は通例と異なる。  
畠山高国が、武士や庶民などに対し、「將軍家御祈禱所（足利將軍家の祈禱所）」である石上寺へ乱入狼藉しないよう命じた、直状形式の禁制である。



石上寺

右、於當寺、軍勢并

甲乙人等、致濫妨狼藉

者、可處罪科之状、如件

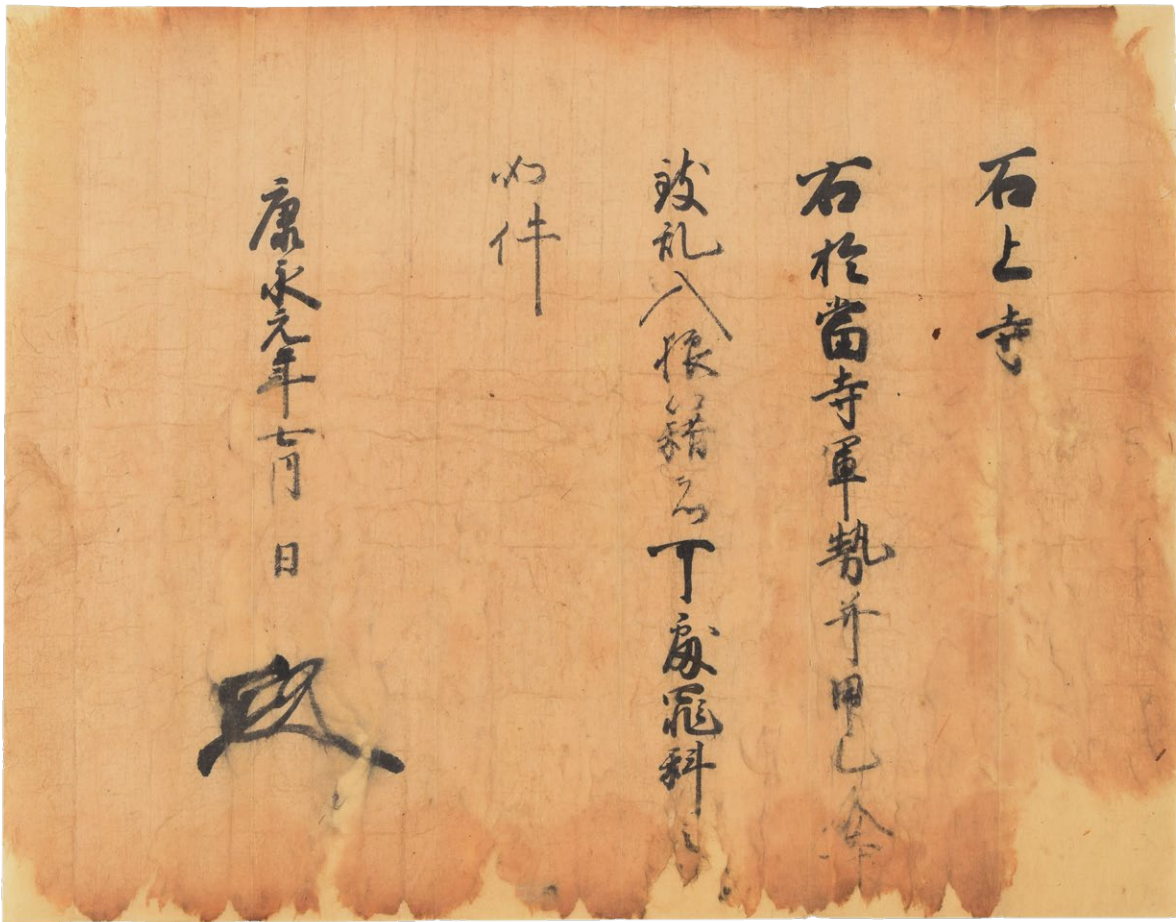
建武五年九月 日 高階（高師秋）  
（花押）

発給者である花押主は、高師秋（こうしあき）。高師秋は、足利尊氏の執事の高師直の従兄弟で、伊勢国守護。相手に対する厚礼を表す日下花押（ひつかけ）の様式を用いる。

高師秋が、武士や庶民などに対し、石上寺へ濫妨狼藉（らんぼうろうせき）しないよう命じた直状形式（じきじょう）の禁制（きんせい）である。日付が「建武五年九月」となっているが、八月二十八日に暦応（北朝年号）に改元されており、改元が反映されていない点も注目される。

7. ◎仁木義長禁制

康永元年（一三四二） 石上寺（龜山市歴史博物館寄託）



石上寺

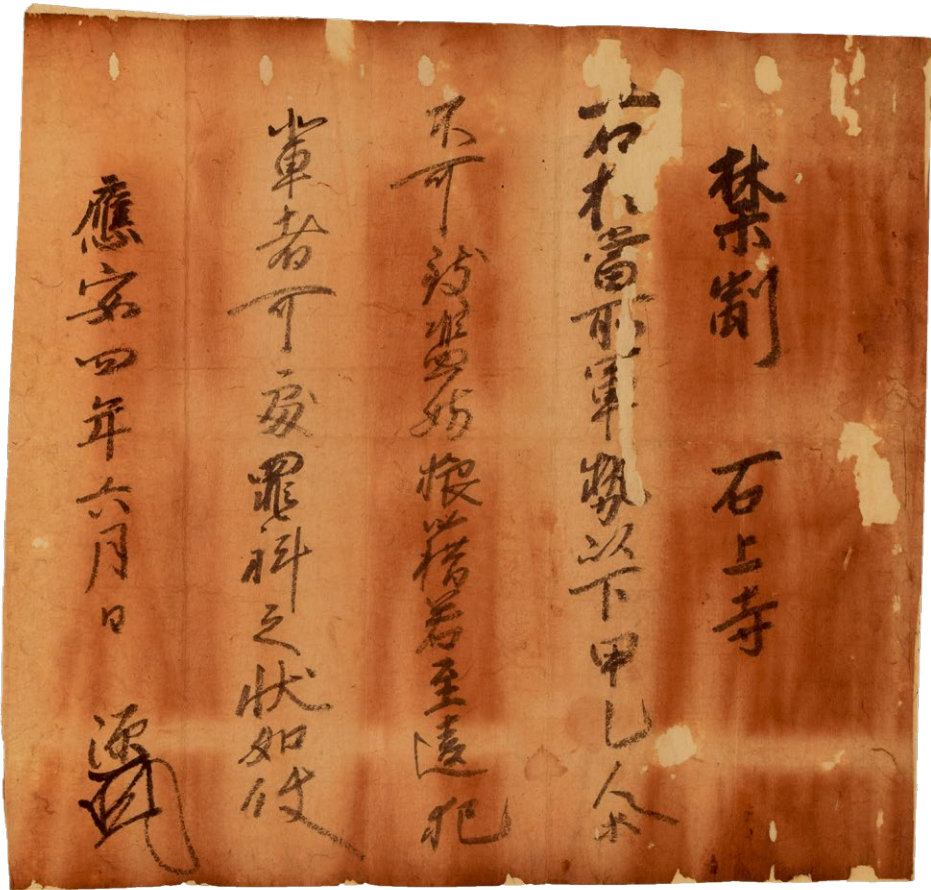
右、於当寺、軍勢并甲乙人等、致乱入狼藉者、可処罪科之。如件

康永元年七月 日 (仁木義長) (花押)

発給者である花押主は、伊勢国守護の仁木義長。相手に対する厚礼を表す日下花押の様式を用いる。

仁木義長が、武士や庶民などに対し、石上寺へ乱入狼藉しないよう命じた直状形式の禁制である。

応安四年（一三七二） 石上寺（龜山市歴史博物館寄託）



禁制 石上寺

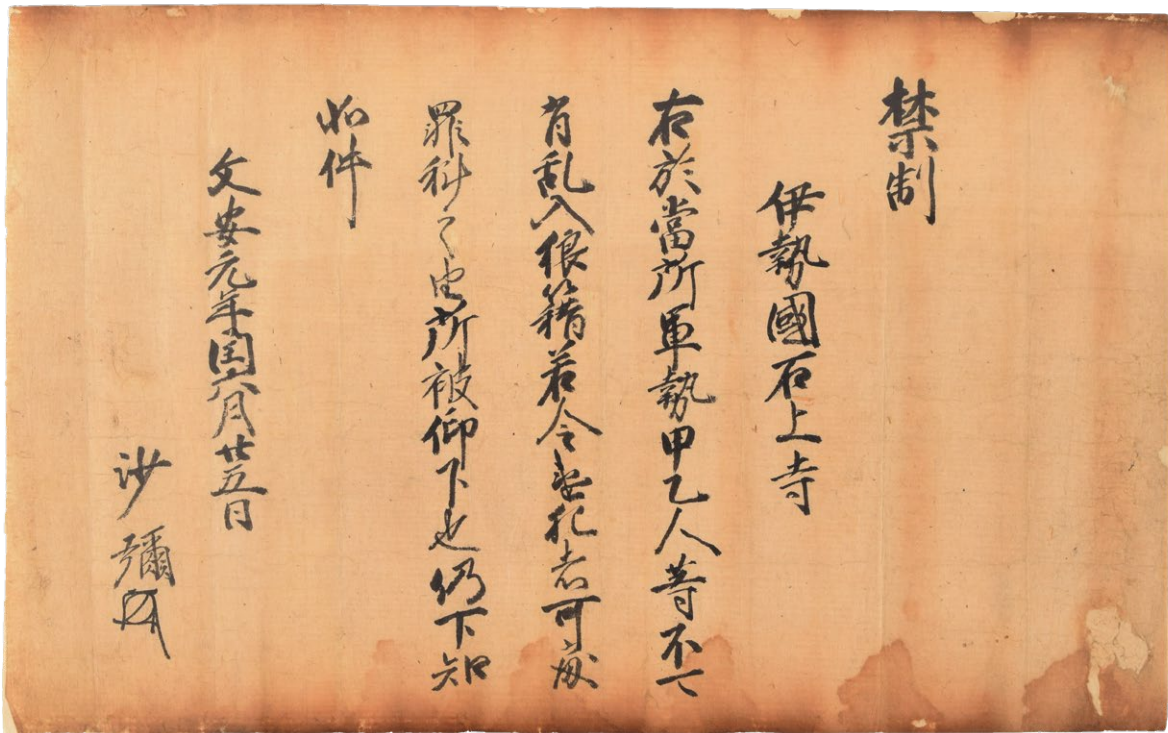
右、於当所、軍勢以下甲乙人等、不可致濫妨狼藉、若至違犯

輩者、可処罪科之状、如件

應安四年六月日 源（細川満之）（花押）

発給者である花押主は、細川満之。細川満之は、室町幕府管領の細川頼之の弟で、伊勢国大将、伊勢国守護を務めたが、応安四年時点の動向は不明。相手に対する厚礼を表す曰下花押の様式を用いる。

細川満之が、武士に対し、石上寺へ濫妨狼藉しないよう命じた直状形式の禁制である。



禁制

伊勢国石上寺

右、於当所、軍勢甲乙人等、不可有乱入狼藉、若令違犯者、可成罪科之由、所被仰下也、仍下知如件

文安元年閏六月廿五日

沙彌（花押）  
（畠山持国・徳本）

発給者である花押主は、室町幕府管領の畠山持国（はたけやまもくに）。「沙弥」の名称は、出家したことを意味している。法名は徳本（とくほん）。

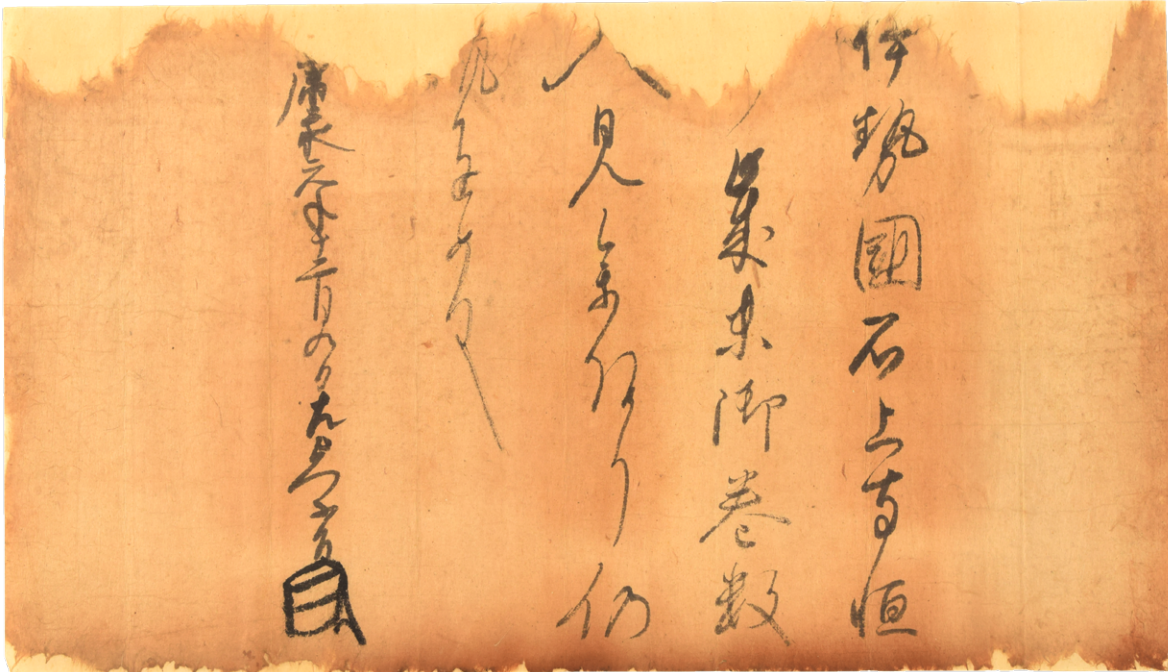
畠山持国が、武士や庶民などに対し、石上寺へ乱入狼藉しないよう命じた禁制。足利將軍の意を奉った管領が、奉書として下知状を出した管領下知状である。実際には、後の將軍足利義政が幼少で家督を継いでおり、管領である畠山持国が幕政を執っていた。

(4) 石上寺の祈禱と室町幕府

石上寺が願主に出した祈禱報告書である巻数かんずに対し、巻数を受け取った願主からの礼状である巻数返事に関連する九通。室町幕府政所執事まんじょうしつじが発給し、かつ奉書形式ほうしよである巻数返事、そして室町幕府奉行人が発給した巻数に関する書状であることから、祈禱の依頼主が足利將軍家であろうと考えられる。こちらにも、室町幕府が石上寺の外護者げごしやであったことをうかがわせる文書群である。

10. ◎二階堂行直巻数返事

康永元年(一三四二) 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)



伊勢国石上寺恒

□(例) 歳末御巻数

入見参候了、仍

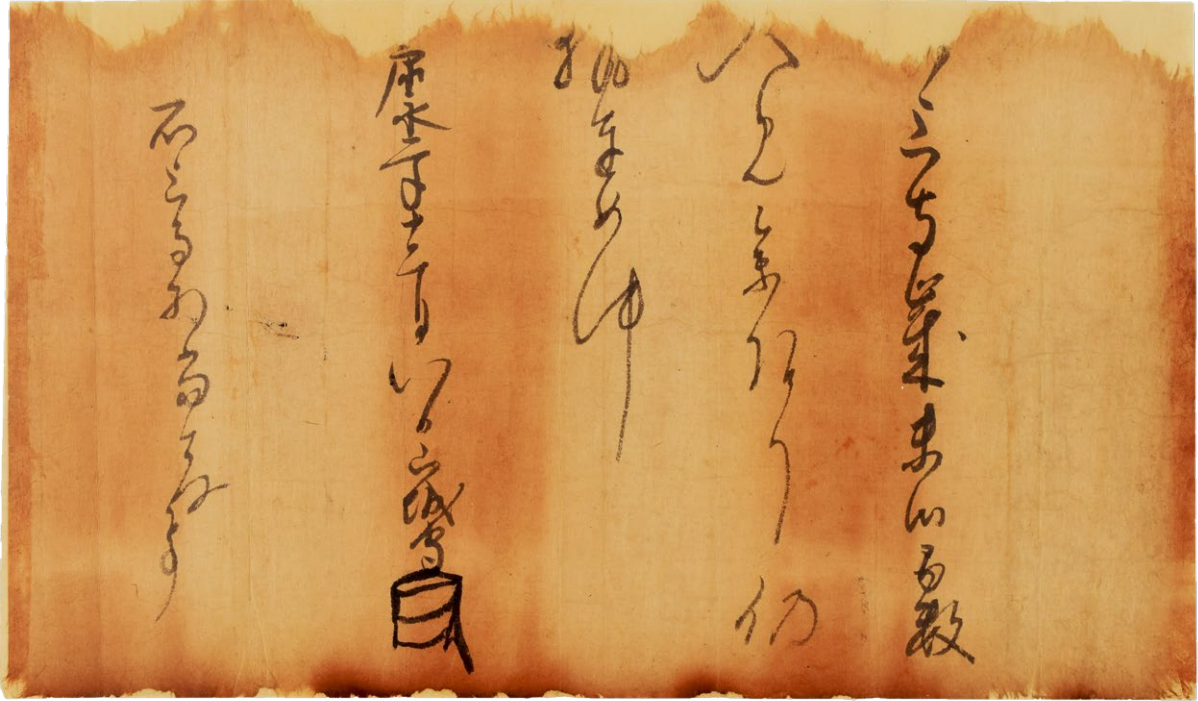
執達如件

康永元年十二月九日左衛門尉(二階堂行直) (花押)

発給者である花押主は、室町幕府政所執事しつじの二階堂行直ゆきなお(左衛門尉さえもん)。内容は、石上寺からの巻数かんずを「見参けんさんに入れ」た旨を伝える礼状である巻数返事。

「二階堂行直巻数返事」(No.10~12)は、室町幕府政所執事しつじの二階堂行直ゆきなおが関わる巻数返事であることから、石上寺への祈禱願主・巻数報告先・巻数返事作成者が、足利將軍家と考えられる。また三通とも、「仍執達如件」との書止文言から奉書形式ほうしよであり、足利將軍の意を奉ほうつた二階堂が作成した巻数返事といえる。

康永二年（二三四三） 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



□<sup>⑤</sup>上寺歳末御巻数

入見参候了、仍

執達如件

康永二年十二月八日山城守（花押）<sup>（二階堂行直）</sup>

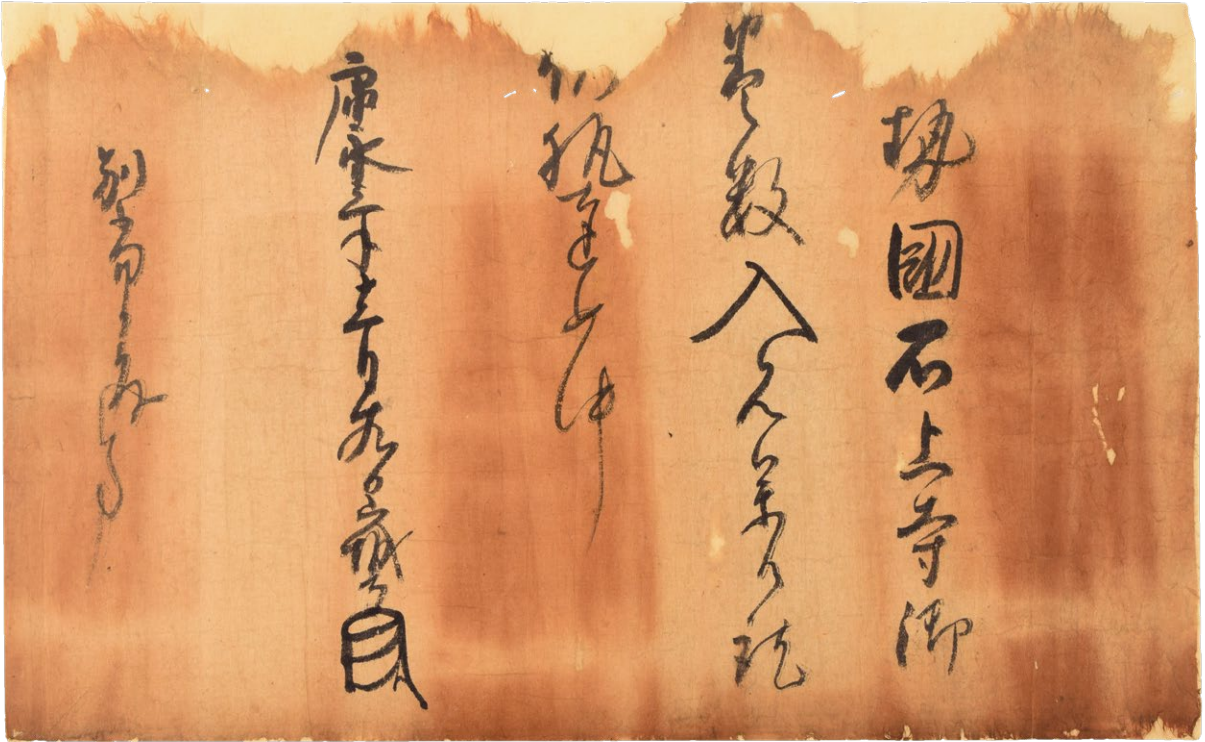
石上寺别当御房御返事

発給者である花押主は、室町幕府政所執事の二階堂行直（山城守）。

石上寺别当宛てに出された、石上寺からの巻数を「見参に入れ」た旨を伝える礼状である巻数返事。足利將軍の意を奉った二階堂が作成したもの。



康永三年（一三四四）石上寺（龜山市歴史博物館寄託）



□勢国石上寺御

巻数、入見参候訖、

仍執達如件

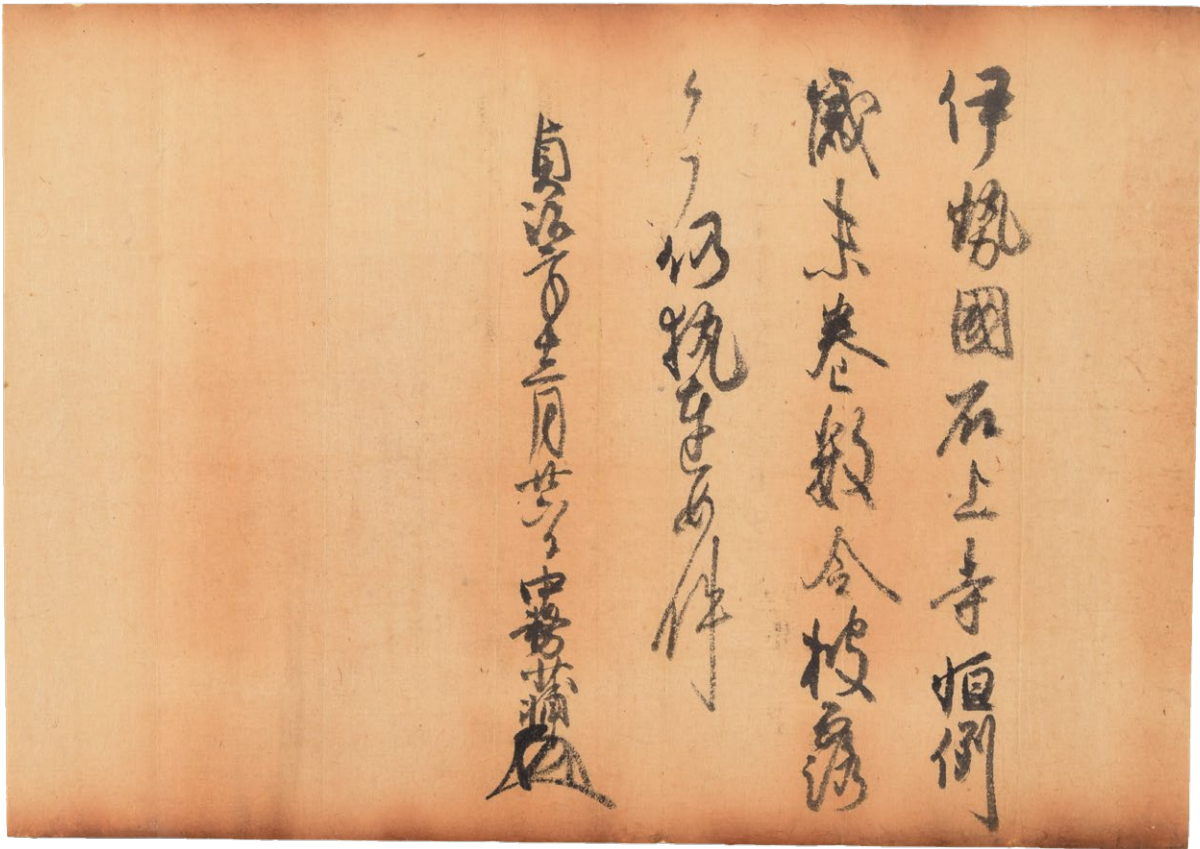
康永三年十二月十九日山城守（二階堂行直花押）

別当御房御返事

発給者である花押主は、室町幕府政所執事ゆきなむらの二階堂行直（山城守）。

石上寺別当宛てに出された、石上寺からの巻数かんずを「見参けんさんに入れ」た旨を伝える礼状である巻数返事。足利將軍の意を奉うけまわった二階堂が作成したもの。

貞治二年（一三六三） 石上寺（龜山市歴史博物館寄託）



伊勢国石上寺恒例  
歳末巻数、令披露  
候了、仍執達如件

貞治二年十二月廿六日中務少輔（二階堂行元花押）

発給者である花押主は、室町幕府政所執事ゆきもとの二階堂行元（中務少輔なかつかざしやう）。石上寺からの巻数かんずを「披露せしめ」た旨を伝える礼状である巻数返事。

「二階堂行元巻数返事」（No.13～17）が、室町幕府政所執事の二階堂行元が関わる巻数返事であることから、石上寺への祈禱願主・巻数報告先・巻数返事作成者は、足利将軍家と考えられる。また五通とも、「仍執達如件」との書止文言から奉書形式ほうしよであり、「二階堂行直巻数返事」（No.10～12）と同様、足利将軍の意を奉った二階堂が作成した巻数返事といえる。なお、先の二階堂行直と行元は兄弟であり、その父は、鎌倉幕府政所執事の二階堂貞衡さだむらである。

貞治三年（一三六四）石上寺（龜山市歴史博物館寄託）



伊勢国石上寺歳末

巻数、入見参候了、

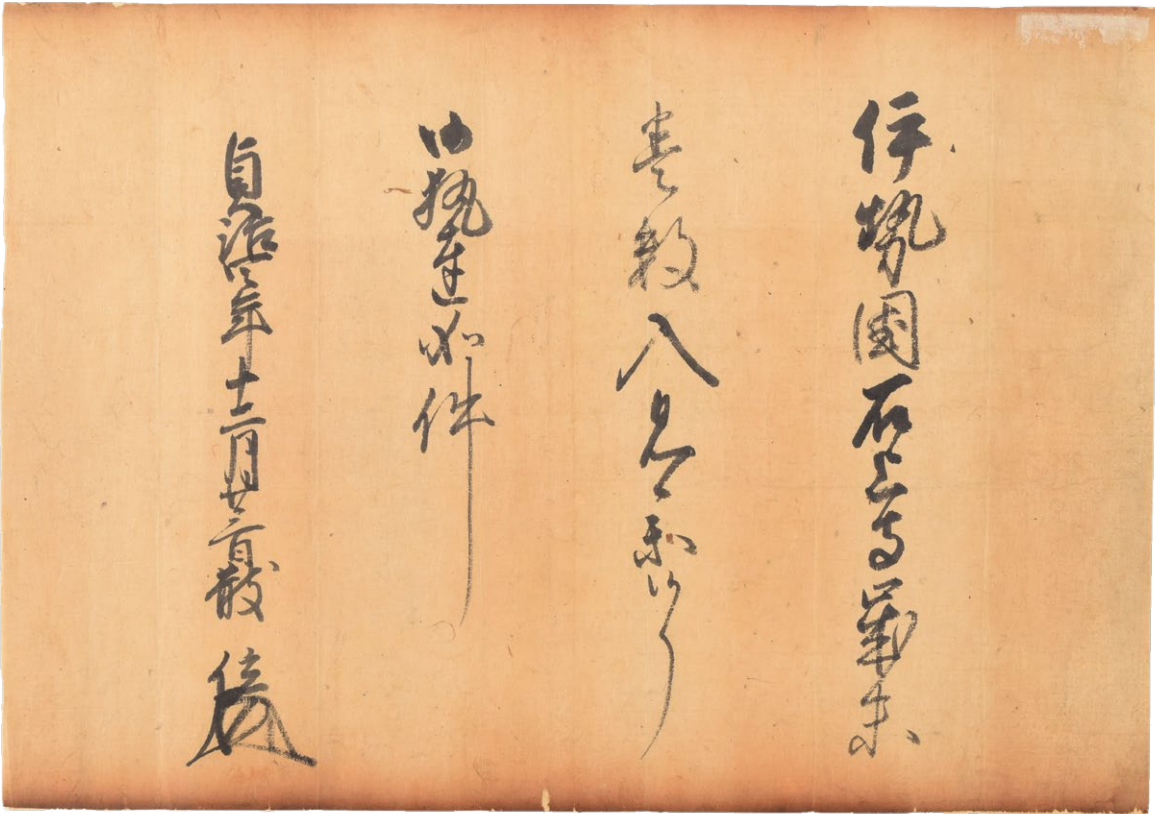
仍執達如件

貞治三年十二月廿七日中務少輔（二階堂行元花押）

発給者である花押主は、室町幕府政所執事（中務少輔）の二階堂行元（中務少輔）。

石上寺からの巻数を「見参に入れ」た旨を伝える礼状である巻数返事。足利將軍の意を奉った二階堂が作成したもの。

貞治四年（一三六五） 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



伊勢国石上寺歳末

巻数、入見参候了、

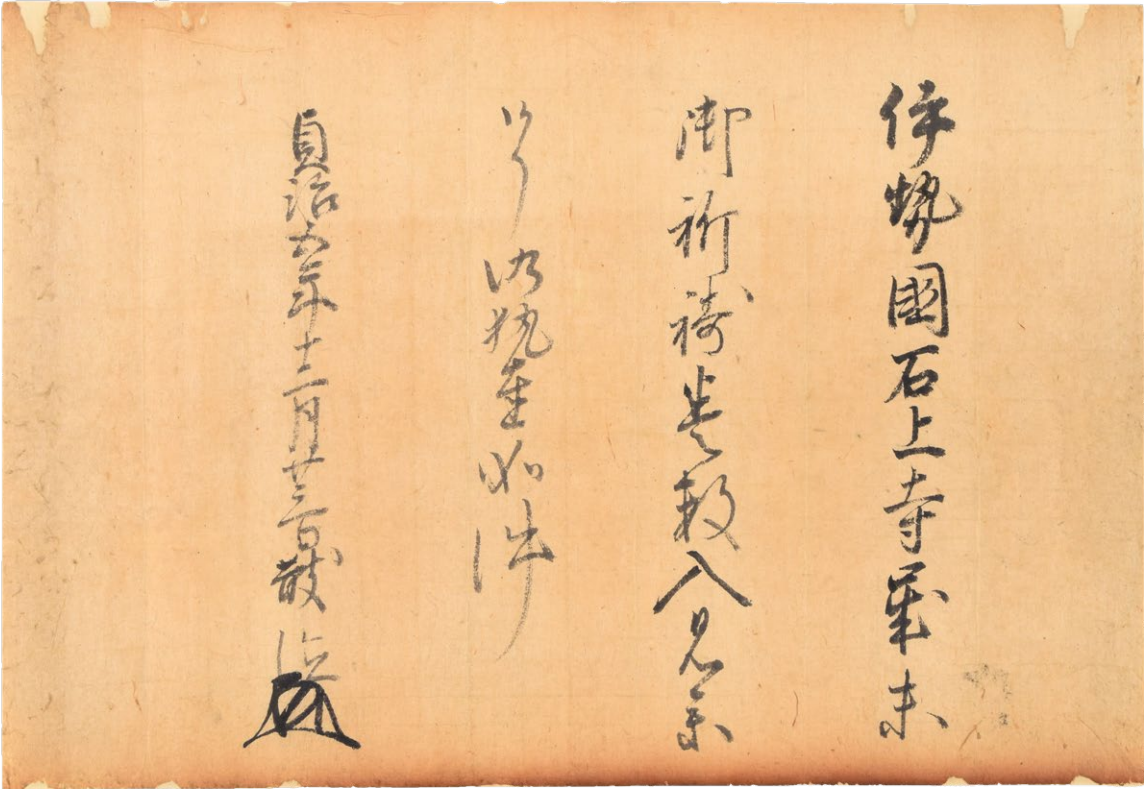
仍執達如件

貞治四年十二月廿三日散位（二階堂行元花押）

発給者である花押主は、室町幕府政所執事の二階堂行元（散位）。

石上寺からの巻数（見参）を「見参に入れ」た旨を伝える礼状である巻数返事。足利將軍の意を奉った二階堂が作成したもの。

貞治五年（一三六六） 石上寺（龜山市歴史博物館寄託）



伊勢国石上寺歳末

御祈禱巻数、入見参

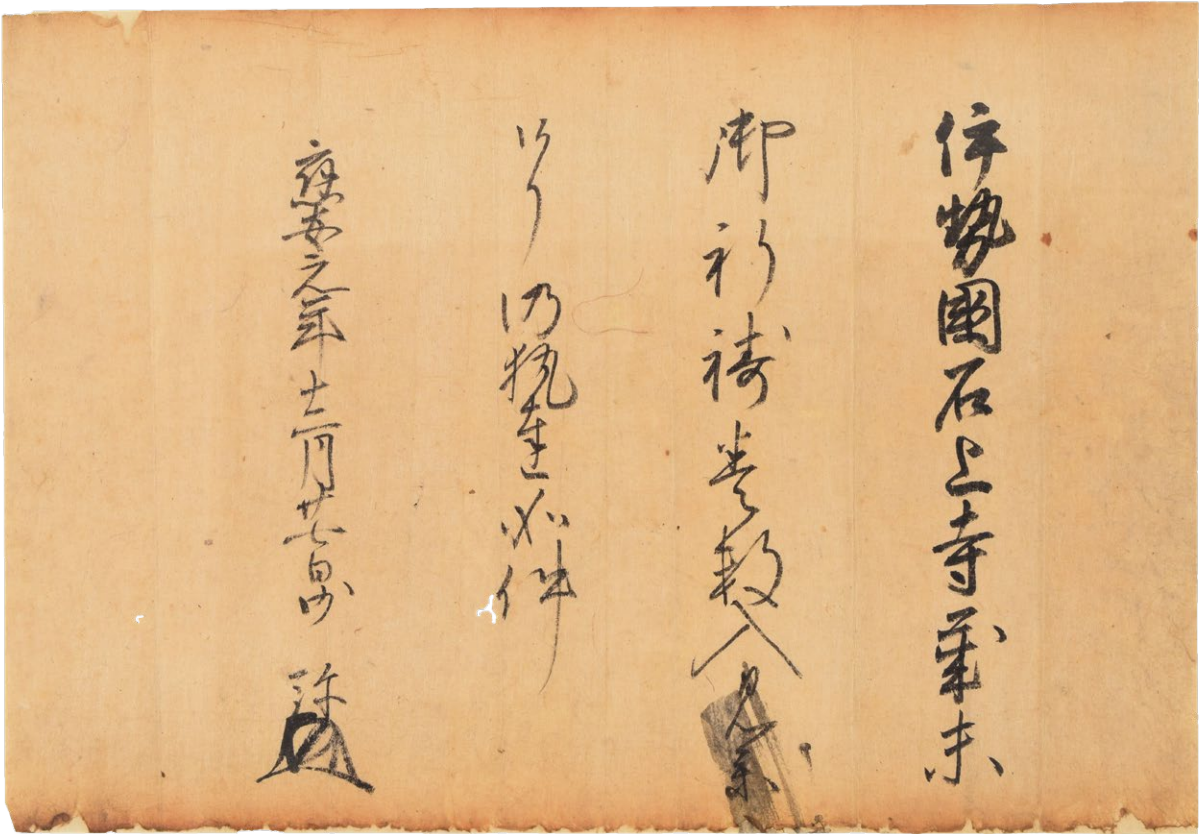
候了、仍執達如件

貞治五年十二月廿三日散位（花押）

発給者である花押主は、室町幕府政所執事の二階堂行元（散位）。

石上寺からの巻数を「見参に入れ」た旨を伝える礼状である巻数返事。足利將軍の意を奉った二階堂が作成したもの。

応安元年（一三六八） 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



伊勢国石上寺末

御祈禱巻数、入見参

候了、仍執達如件

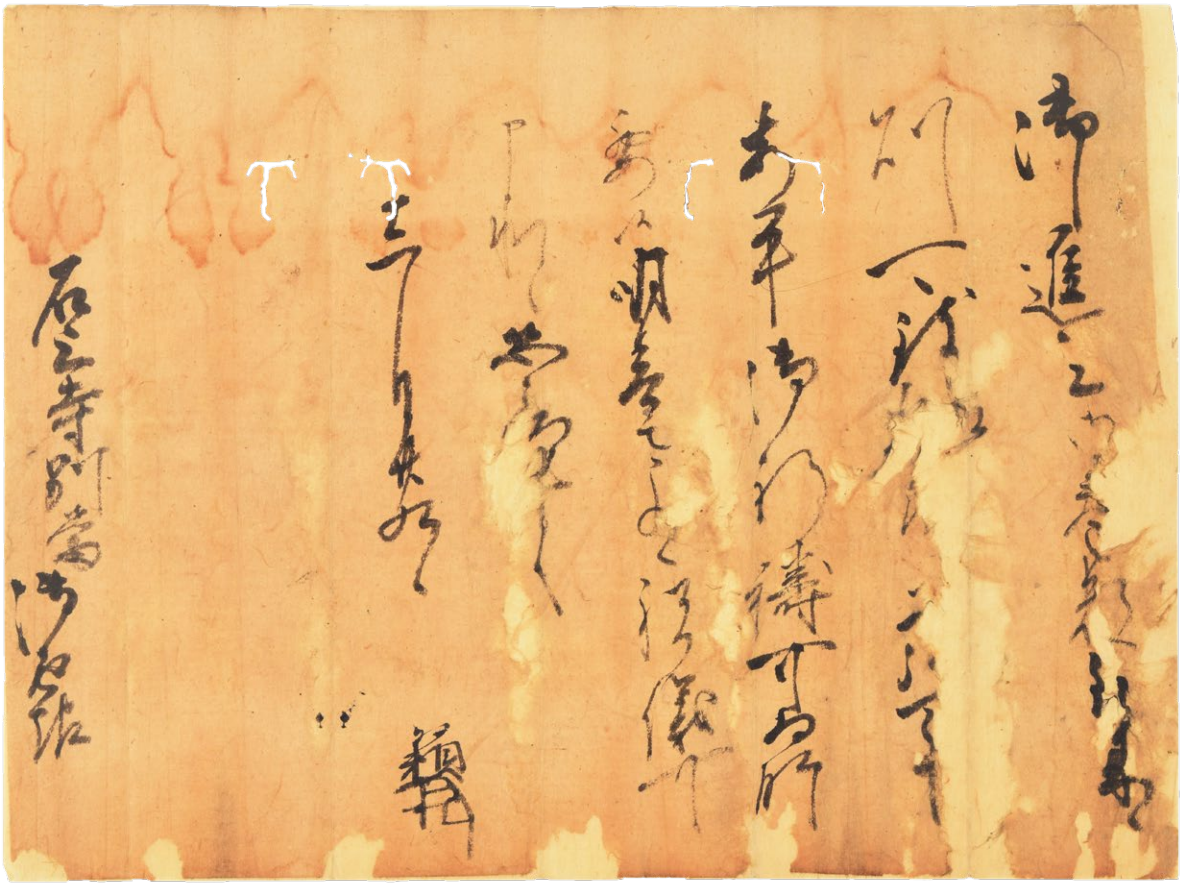
応安元年十二月廿七日沙弥

（二階堂行元行照  
花押）

発給者である花押主は、室町幕府政所執事（ゆきもと）の二階堂行元（しやみ）（沙弥）。「沙弥」の名称は、出家したことを意味している。法名は行照（ぎょうしょう）。

石上寺からの巻数（かんず）を「見参（けんさん）に入れ」た旨を伝える礼状である巻数返事。足利將軍の意（い）を奉（たてまつ）った二階堂が作成したものである。

年不詳 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



御進上御巻数到来候、

則可致（披露カ）□□□、弥天下

安平御祈禱可為肝

要候、明春者、早々祝儀可

申承候、恐々謹言

三月廿九日 為頼（飯尾為頼）  
（花押）

石上寺別当 御返報

発給者である花押主は、室町幕府奉行人の飯尾（いのおためより）為頼。

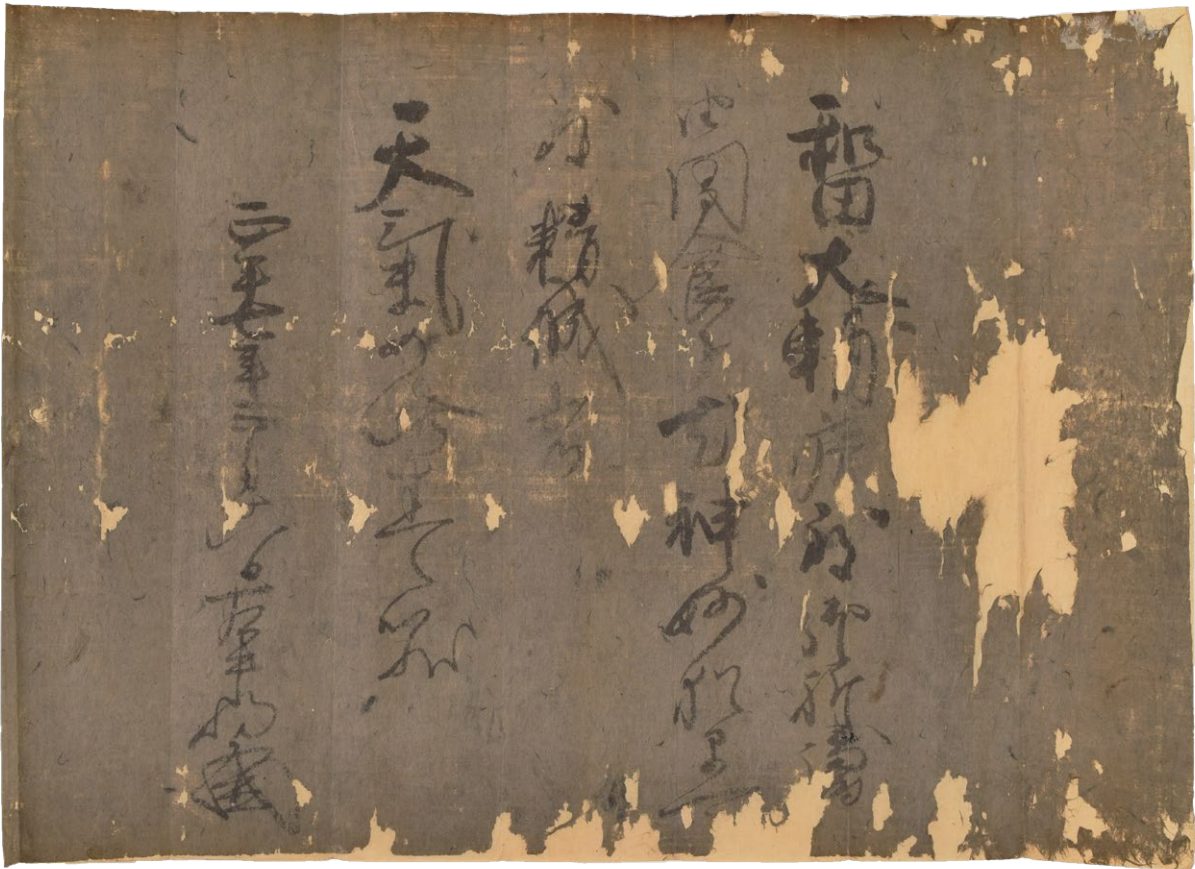
石上寺からの巻数（かんず）が到着したので、披露する予定である旨を伝える書状。披露相手は、足利将軍家あるいは室町幕府と考えられ、この後、将軍家ないし幕府から巻数返事が出された可能性もある。

(5) 石上寺の祈禱と南朝

南朝の後村上天皇の綸旨。石上寺に祈禱を命じていることから、石上寺が南朝方からも外護を受けていたことがうかがえる文書群である。また、南北朝の一時的な和平が成立した正平一統下の綸旨ではあるが、北朝・室町幕府勢力下にあった鈴鹿郡にも、南朝勢力が及んできた様をうかがえるのではないだろうか。

19. ◎後村上天皇綸旨

正平七年(一三五二) 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)



和田大輔房、致御祈禱  
由、聞食了、尤神妙、猶早可  
致精誠者、  
天氣如此、悉之、以狀

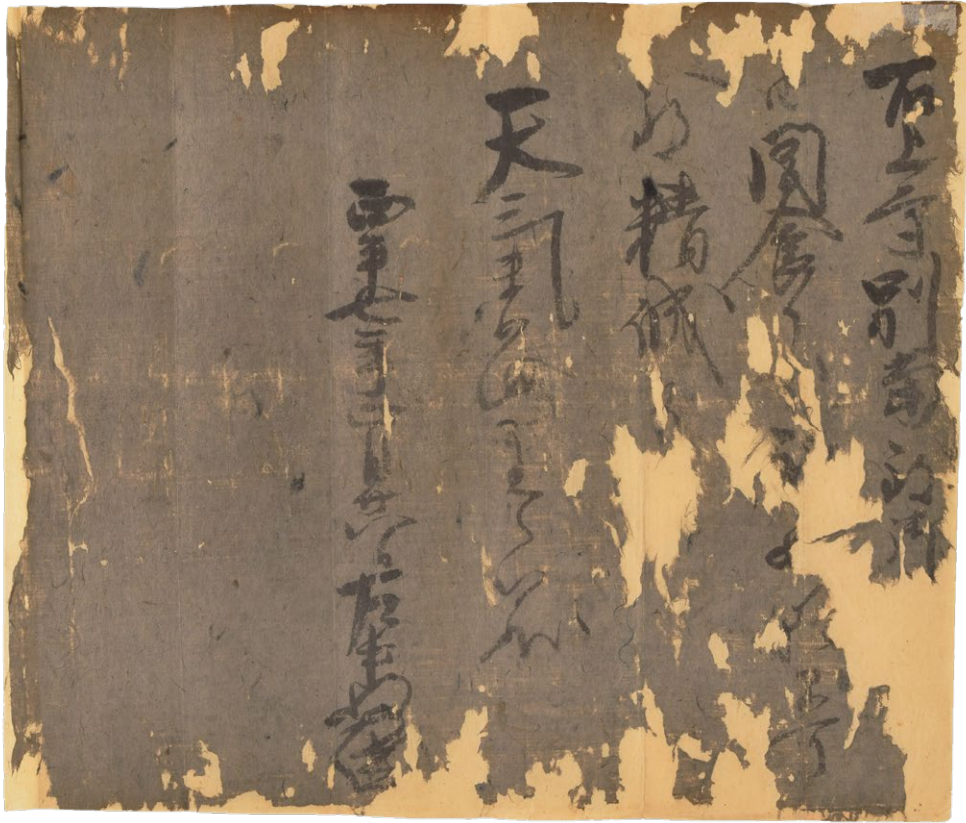
正平七年正月廿八日左中將(花押)

発給者は蔵人の左中將であるが具体的な人物は不詳。綸旨の特徴である、後村上天皇の意向であることを示す「天氣」の語「天氣」で改行する平出、また宿紙の使用がみられる。天皇の意を奉った左中將が作成したもので、奉書形式をとる。

内容は、南朝の後村上天皇が、石上寺の祈禱を賞し、引き続き真心を込めて祈禱すべきことを願っているというもの。宛所を具体的に石上寺の「和田大輔房」と記しており、寺の関係者の名前がわかることは興味深い。

また、「後村上天皇綸旨」(No.19・20)は、南北朝の一時的な和平となった正平一統の期間に発給された。これらの綸旨の背景に、南朝勢力の拡大をみるができるのではないか。





石上寺別当致御<sup>（祈禱カ）</sup>□□

由、聞食了、<sup>（尤神妙）</sup>□□□、猶早可

致精誠者、

天氣如此、悉之、以狀、

正平七年正月廿八日左中将（花押）

発給者は藏人の左中将であるが具体的な人物は不詳。繪旨の特徴である、後村上天皇の意向であることを示す「天氣」の語、「天氣」で改行する平出、また宿紙の使用がみられる。天皇の意を奉った左中将が作成したもので、奉書形式をとる。

内容は、南朝の後村上天皇が、石上寺の祈禱を賞し、引き続き真心を込めて祈禱すべきことを願っているというもの。

なお、本文冒頭が、料紙の右端にあり、余白が全くない。同日付の「後村上天皇繪旨」（No.19）と比較すると、余白のなさは明白である。右端の処理が明らかではないが、いずれかの時点で切断された可能性を指摘できる。

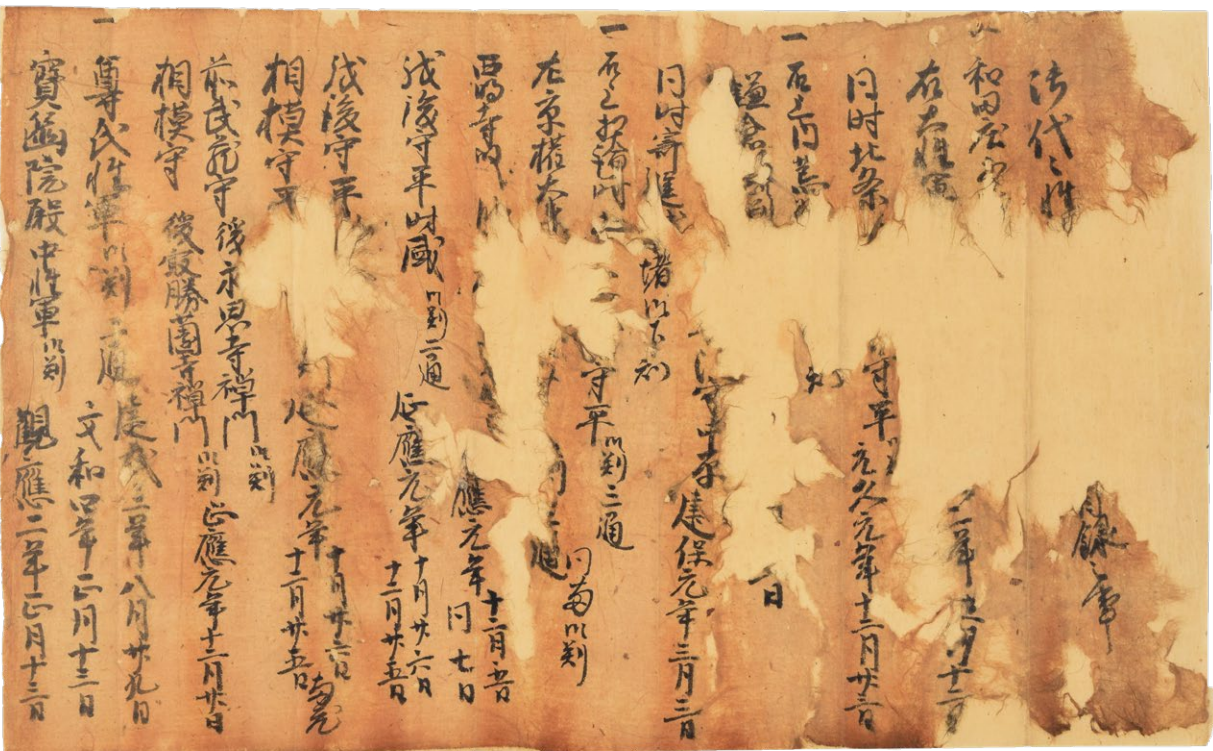
(6) 石上寺の文書目録

石上寺に保管されていた文書目録  
 二点。現在確認できない内容の文書  
 名もみられ、中世の石上寺の活動の  
 一端をうかがい知ることができ。特  
 くに、文書名に記される発給者名か  
 らは、南北朝時代の石上寺と関係の  
 あつた人物が想定でき、興味深い。

なお、石上寺文書は、指定点数  
 二十点であるが、資料の実数は  
 二十一点となる。それは、指定点数  
 では資料の実数として二点ある目録  
 を、元来、一通の文書目録 (No. 21・  
 22) であったとみていることによる。

21. ◎石上寺文書目録

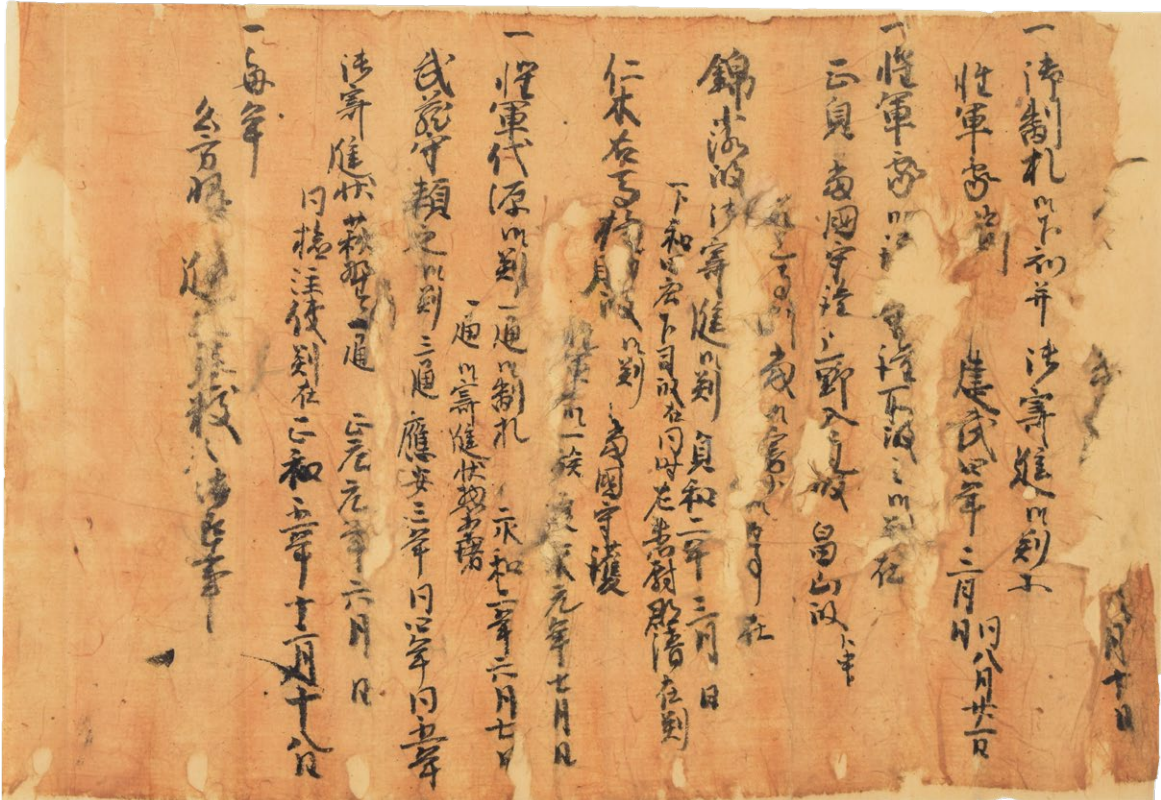
年不詳 石上寺 (亀山市歴史博物館寄託)



|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 御代々性         | 〔目録之事〕                      |
| 一和田庄         | 〔 〕                         |
| 右大性軍         | 〔 〕二年〇月十二日                  |
| 同時北条         | 〔 〕守平 御判<br>元久元年十二月廿三日      |
| 一石上内荒        | 〔 〕知                        |
| 鎌倉御判         | 〔 〕日                        |
| 〔 〕          | 〔 〕守中原 建保元年三月三日             |
| 同時寄進         | 〔 〕堵御下知                     |
| 一石上相論時       | 〔 〕守平 御判三通<br>〔 〕通 同兩御判     |
| 左京権大         | 〔 〕通                        |
| 西明寺殿         | 〔 〕〇応元年十二月五日<br>同七日         |
| 越後守平時盛       | 御判二通 延応元年十月廿六日<br>同廿五日      |
| 越後守平         | 〔 〕判延応元年十月廿六日 兩度<br>十二月廿五日  |
| 相模守平         | 〔 〕                         |
| 前武蔵守後永恩寺禪門御判 | 〔 〕正応元年十二月廿日                |
| 相模守          | 〔 〕後最勝園寺禪門御判                |
| 一尊氏性軍        | 御判二通 建武三年八月廿九日<br>文和四年正月十三日 |
| 宝篋院殿中性軍      | 御判 觀應二年正月十三日                |

石上寺に保管されていた文書の目録と考  
 えられる。列記される文書名には、様々な  
 人名があり、彼らが石上寺と関係を持つて  
 いたことがわかる。これまでみてきた文書  
 から、寺領の寄進や巻数などを介した関係  
 ではないかと想像される。

年不詳 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



□ 月十日

一御制札御下知并御寄進御判等

性軍家御判 建武四年三月日 同八月廿一日

一將軍家□ □護所殿之御判在

正員当国守護上野入道殿 畠山殿下申候

石上寺別当御房下御返事在

錦小路殿御寄進御判 貞和二年三月日

下和田庄下司殿在、同時左衛門尉郡清在判

仁木右馬権助殿御判 当国守護 將軍家一族 康永元年七月日

一將軍代源御判一通御制札 永和二年六月七日 一通御寄進状惣案堵

武蔵守頼之御判三通 応安三年同四年同五年

御寄進状萩野一通 正元元年六月日

同検注使判在 正和五年十二月十八日

一毎年

公方様□進上卷数之御返事

石上寺に保管されていた文書の目録と考  
 えられる。列記される文書名には、「仁木  
 義長禁制」(No.7)や「某寄進状」(No.3)  
 に該当するとみられるものもある。また、  
 最終行には「卷数之御返事」とあり、(4)  
 で取り上げた卷数返事のことと考えられ  
 る。



## 2 中世の合戦と武功


南北朝時代の動乱期における合戦と武功に対する褒賞の具体的な様子を読み解ける文書群を紹介する。ひとつは、建武の新政、そして鎌倉幕府執権であった北条高時の子、時行が幕府復活をはかった反乱である中先代の乱、室町幕府の成立といった、後醍醐天皇方と足利尊氏方のめまぐるしい戦いが続いた建武年間の文書三通である。これらは、伊勢国一志郡大阿射賀おおあざかの一分地頭である波多野が、自らが参加した中世の戦いの様子を伝えている。

また、室町時代後期の口宣案くせんは、波多野家の人物を叙任するものである。その他三通とは時期差があり、波多野家の次世代の人物に対するものと考えられる。武功でつながった関係が継続している可能性があるのでないだろうか。

伊勢國大阿射賀一分地頭波多野七郎  
 入道蓮寂禪中、自去月十九日属御手  
 お様致軍忠畢、次同卅日、自堀小路、大宮  
 迄、至鞍馬口、於御眼前致合戦忠畢、次  
 於竹田河原・大和大路以下所々抽軍忠、頸一  
 打取、脱背以御見立、上者賜御証判、為  
 備向後龜鏡、恐々言上、如件、

建武三年七月一日

波多野



伊勢國大阿射賀（一志郡）一分地頭波多野七郎

入道蓮寂禪中、自去月十九日属御手、

於桂致軍忠畢、次同卅日、自堀小路、大宮

迄、至鞍馬口、於御眼前致合戦忠畢、次

於竹田河原・大和大路以下所々抽軍忠、頸一

打取之段、皆以御見知之上者、賜御証判、為

備向後龜鏡、恐々言上、如件、

建武三年七月一日

別筆（上杉重能）  
「承候了（花押）」

波多野七郎入道蓮寂の山城国での戦いに  
関する軍忠状。建武三年六月十九日に桂

で、三十日に富小路から大宮まで、そして

鞍馬口で眼前において戦った。その後、竹

田河原や大和大路などで戦い、首一つを

討ち取った。仕える上杉重能にこれらの

軍功を報告し、認めてもらい、証判をも

らって今後の手本としたいと波多野は記

す。上杉は、波多野の出した文書に、自ら

「承候了」と書いて花押を据え、波多

野へ返信しており、勘返状の形式となつて

いる。

波多野は、自ら「伊勢国大阿射賀一分地  
頭」と名乗っており、一志郡大阿射賀（松  
阪市大阿坂町）に本拠地を持っていたこと  
がうかがえることも興味深い。

建武三年（一三三六） 波多野貞雄家（亀山市歴史博物館寄託）



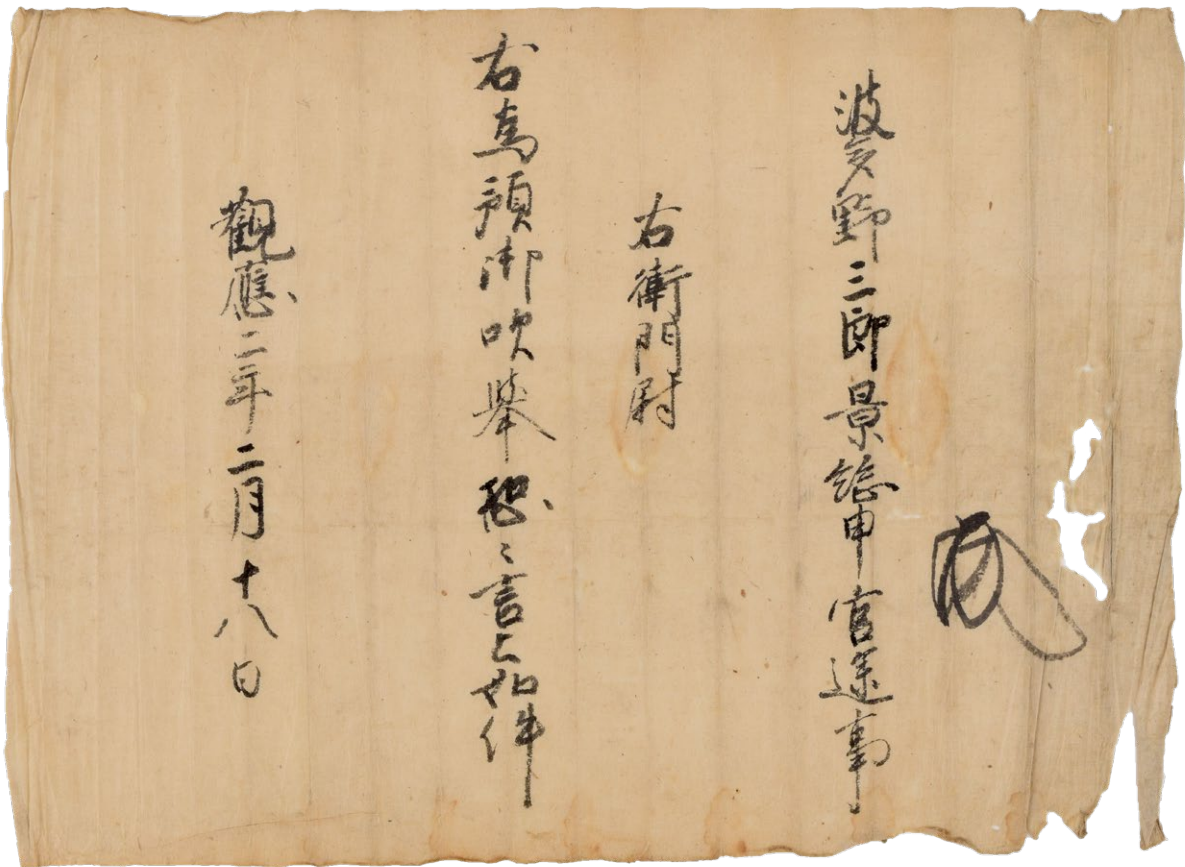
（足利尊氏）  
 （花押）  
 波多野七郎入道連寂  
 軍忠神妙、可有  
 恩賞之状、如件  
 建武三年七月一日

花押主である足利尊氏が、波多野七郎入道連寂の軍忠を褒め、恩賞を与える旨を記した感状。

本文書は、波多野が自らの軍功を仕える上杉に報告、承認された「波多野連寂軍忠状」（No.23）と同日に発給されている。ことから、足利尊氏―上杉重能―波多野七郎入道連寂という主従関係があり、波多野が足利軍として戦ったことがわかる。

「波多野連寂軍忠状」（No.23）と「足利尊氏感状」（No.24）は、建武の新政、中先代の乱（鎌倉幕府執権であった北条高時の子の時行が鎌倉幕府復活をはかった反乱）、そして室町幕府の成立と後醍醐天皇方と足利尊氏方のめまぐるしい戦いが続いた時期の文書である。武功には恩賞で応えるという形が示されている。

また、発給者である尊氏を示すものは袖判のみ、宛先不記載という形式で作成されている。この形式は、波多野に対して薄礼であり、尊氏が尊大であることを意味している。



波多野三郎景綱申官途事

右衛門尉

右為預御吹舉、恐々言上如件

観応二年二月十八日

（別筆）

（足利義詮）

波多野三郎景綱申官途事、

右衛門尉

右為預御吹舉、恐々言上、如件

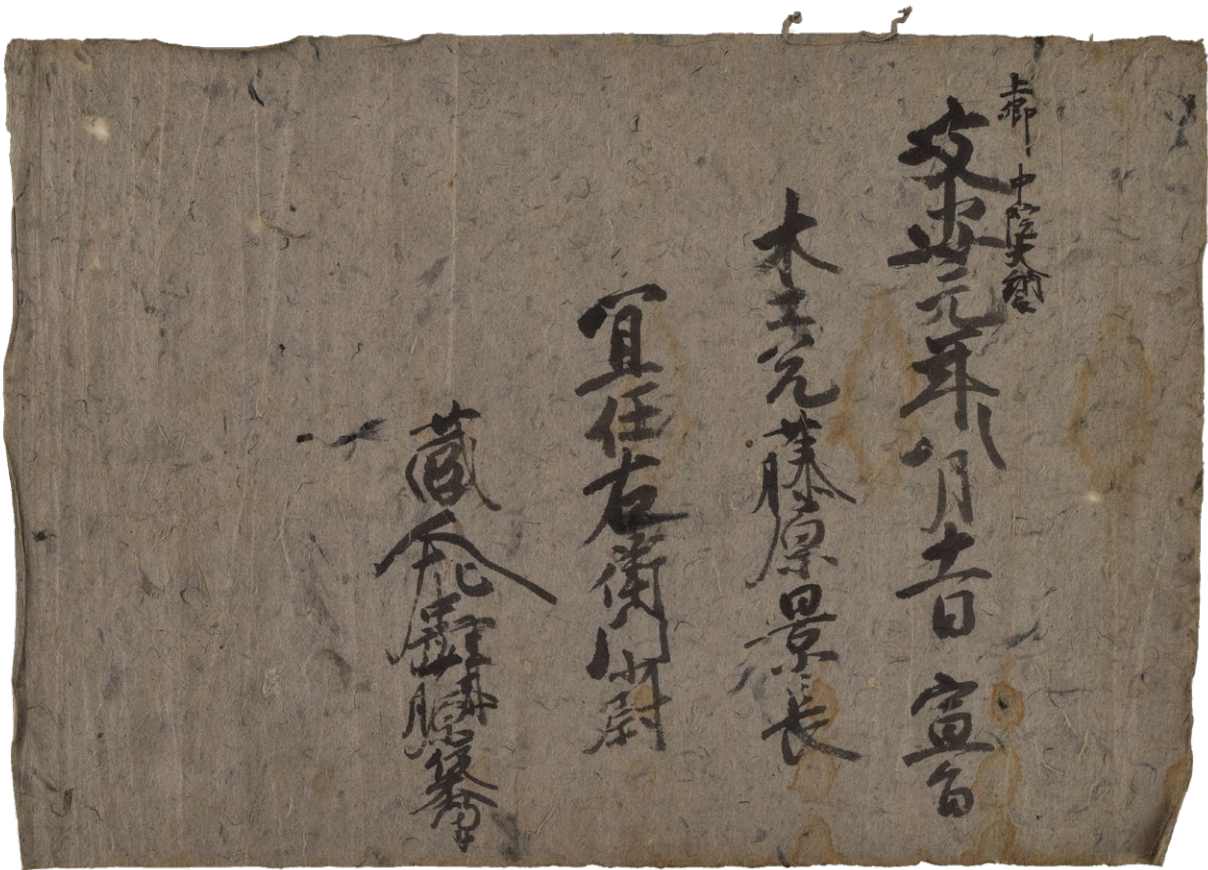
観応二年二月十八日

波多野三郎景綱が、官途「右衛門尉」を希望し、推挙を願う旨を記した上申文書に対し、足利尊氏の息子である足利義詮（後に二代室町幕府將軍となる）が花押を据えて、波多野への返事とした文書。つまり、義詮は、袖判をもって、波多野の官途推挙を了承したのである。

本文書は、足利尊氏方と弟の直義方で争った室町幕府の内部分裂である、観応の擾乱の期間に発給されており、乱において波多野は尊氏方であったことがわかる。



文安元年（二四四） 波多野貞雄家（亀山市歴史博物館寄託）



〔端裏〕

上卿 中院大納言

文安元年八月十一日宣旨

李允 藤原景長

宣任 右衛門少尉

藏人左中弁 藤原俊秀 奉

文安元年八月十一日に後花園天皇が発した宣旨の内容を上卿の中院大納言（源通淳）に伝えるにあたり、藏人の左中弁藤原俊秀（坊城俊秀）が作成した口宣案。宣旨の内容は、李允の藤原景長を右衛門少尉に任命するというもの。

口宣案であることを示すため、端裏に「口宣案」、渡すべき相手を端に「上卿 中院大納言」と記している。また、天皇の意を伝える文書であることから、料紙は宿紙を用いる。

本来は、天皇の意を聞いた藏人が、上卿にその意を伝え、天皇の意を奉った上卿が文書として発給させていた。しかし、南北朝時代には、補任等をあらかじめ伝える役割であった口宣案は、正式な文書の発給が省略されることにより、藏人が作成した口宣案のみで正式文書と扱うようになる。本文書もそうした重要な役割をもった役職任命の文書と考えられる。



### 3 伊勢国守護と伊勢国司

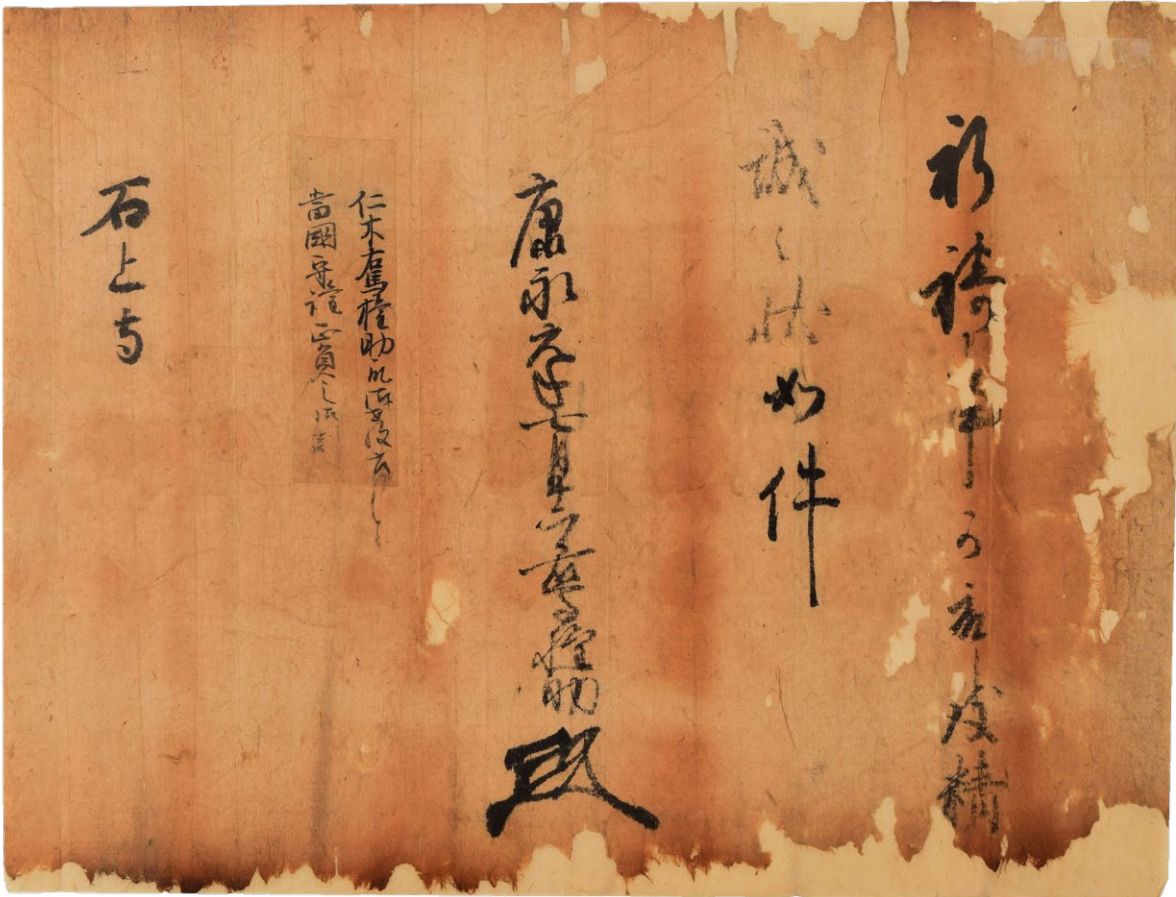
南北朝時代の伊勢国では、室町幕府に任命された北朝方の伊勢国守護と南朝方の伊勢国司の北畠氏が、勢力争いを繰り広げた。歴代の伊勢国守護の中でも武に優れ、北朝方の勢力拡大をはかり、一期の安定をもたらした仁木義長（にきよなが）。そして時期は下り、伊勢国司の北畠氏と敵対した伊勢国人領主長野氏。南北朝時代から戦国時代末期までの伊勢国支配を争った伊勢国守護と伊勢国司、伊勢国司と国人領主の文書から、当時の伊勢国の様子を垣間見る。

(1) 伊勢国守護仁木義長

仁木義長は、康永元年（一三四二）から貞和五年（一三四九）まで一度目の伊勢国守護に任じられた。任命された初年の康永元年七月二十二日に石上寺に祈禱を命じた書下（鎌倉時代から室町時代にかけて守護などが命令を下達した文書）、同月に石上寺への乱入狼藉にかかる禁制、九月に波多野蓮寂軍忠状を出している。石上寺のある鈴鹿郡、合戦で勝利した飯高郡や度会郡といった南勢地域が、仁木の勢力下にあつたことがわかるものである。いづれも、北朝・室町幕府方の動きがわかり、その力の及んだ範囲を示す文書である。

27. ◎仁木義長書下

康永元年（一三四二） 石上寺（亀山市歴史博物館寄託）



祈禱之事、可被致精

誠之状、如件

康永元年七月廿二日右馬権助（仁木義長）（花押）

（貼紙）

「仁木右馬権助殿御教書」

当国守護正員之御判」

石上寺

発給者は、花押主である伊勢国守護の仁木義長（右馬権助）。

仁木義長が、石上寺に祈禱を行うことを命じた直状である。

本文書を発給した康永元年には、「仁木義長禁制」(No.7)も出している。祈禱命令と禁制をほぼ同時に発給していることから、仁木義長が石上寺の外護者であつたといえる。室町幕府に任命された伊勢国守護が石上寺宛てに文書を発給していることから、仁木が守護であつた時期、鈴鹿郡が北朝方の幕府の勢力下にあつたと考えられる。

波多野七郎入道蓮寂申軍忠事  
 欲早賜御證判備後證龜鏡間事  
 右去月十九日御發向伊勢國玉丸城之間  
 於南面賣口所致日夜軍忠也同女眷一  
 羅向坂内城之由被仰下之間即令發向追落  
 凶徒等畢云玉丸云坂内忠節皆以同所合戰  
 間中村大炊藏人貞員被申注進哉然早賜  
 御證判備後證彌為抽軍忠恐言上如件  
 康永元年九月日

中  
 貞

波多野七郎入道蓮寂申軍忠事、

欲早賜御證判、備後証龜鏡間事、

右、去月十九日御發向、伊勢國玉丸城之間、

於南面賣口所、致日夜軍忠也、同廿九日可

罷向坂内城之由、被仰下之間、即令發向、追落

凶徒等畢、云玉丸、云坂内、忠節皆以同所合戰

間、中村大炊藏人貞員被申注進哉、然早賜

御證判、備後証、彌為抽軍忠、恐言上、如件

康永元年九月 日

（別巻）  
（仁木義長）  
「承候了」（花押）」

波多野七郎入道蓮寂の玉丸城・坂内城で

の戦いに関する軍忠状。波多野は、康永元

年八月十九日に玉丸城（玉城町田丸）の南

面賣口で、二十九日には坂内城（松阪市阪

内町）で戦い、南朝方を追い落とした旨の

軍忠を述べる。そして、この軍功の報告は、

すでに中村大炊藏人貞員に報告したので、

中村からの注進があったか確認するとも

に、軍忠を承認するよう求めた。これに対

し、伊勢国守護の仁木義長は、波多野の出

した文書に、自ら「承候了」と書いて

花押を据え、波多野へ返信しており、勘返

状の形式となっている。

南朝方との戦いが膠着状態となった康永

元年、仁木が伊勢国守護となった。そして、

北朝・室町幕府方の攻勢が始まる。そのひ

とつが玉丸城と坂内城での合戦である。幕

府方はこの合戦で勝利を収めたが、その勝

因のひとつに伊勢国守護の仁木の軍勢であ

る波多野の軍功があったのであろう。本文

書は、合戦参加者が自ら書き記した戦いの

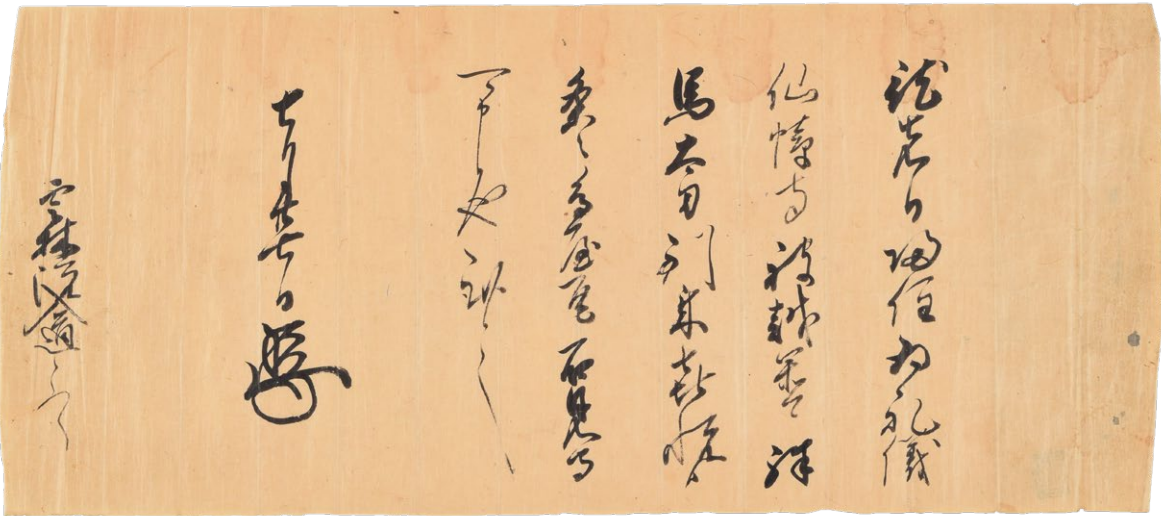
具体的な様子がわかる貴重な資料である。

(2) 伊勢国司北畠氏

伊勢国司の北畠氏に関連する文書二通である。伊勢国司は、北畠親房が伊勢国に入り、三男の顕能を国司に任じたことが始まりである。ここでは、伊勢国司の北畠天祐(具国)の書状と、伊勢国人領主の長野家十五代の長野藤定の書下を取り上げる。伊勢国司北畠家七代北畠天祐・八代具教と長野藤定は、天文から永禄期に戦いを繰り広げている。その両者が発給した文書を紹介し、波多野家文書が伝える戦国時代末期の中勢の様子を考えてみたい。

29. ◎北畠天祐書状

年不詳 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託)



〔(黒印)〕

〔切封墨引線跡〕

就先日帰住、為礼儀

仙幢寺被越置候、殊

馬・太刀到来、喜悅候

条々、鳥屋尾石見守

可申候也、謹言

七月廿七日(花押)

雲林院入道とのへ

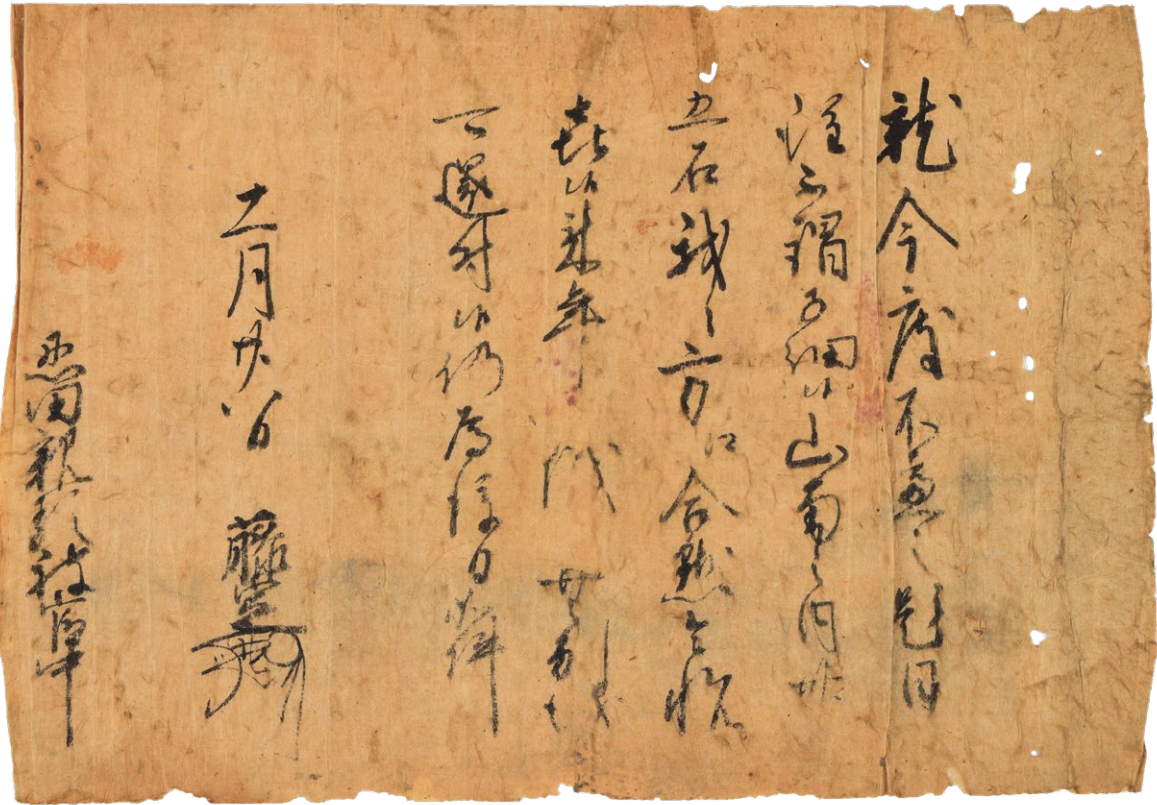
花押主である北畠天祐から、雲林院入道へ出された書状。

北畠天祐(具国)が、先日、雲林院入道から仙幢寺へ贈り物もらい、なかでも、馬・太刀を贈ってもらったことを非常に喜んで、そしてその旨を家臣の鳥屋尾石見守満栄が伝えることを記した礼状。

北畠天祐は、伊勢国司北畠家七代。親平、具国、晴具と改名し、出家後は法名为天祐を名乗った。また、舞台となった仙幢寺(仙幢寺跡・津市芸濃町小野平)は、長野氏の菩提寺である。雲林院氏は、長野氏の一族であることから、仙幢寺とも関係があり、今回の舞台となったと思われる。

長野氏・雲林院氏は、北畠氏と対立していたが、戦国時代末期には、北畠氏の勢力下におさまる。本文書は年不詳であるが、北畠と雲林院の交流を記していることが検討材料となるかとも推測される。

年不詳 波多野貞雄家（亀山市歴史博物館寄託）



就今度不慮之題目

雖不謂子細候、山南之内、卅

五石、我々方江合点、令悦

喜候、来年儀、無別状

可還付候、仍為後日、如件

十一月廿八日 藤定（長野藤定）  
（花押）

忍田親類被官中

花押主である長野藤定から、忍田親類被官中へ出された書下。（ながのふじさだ おしだ かきくだし）

今回、不意に起こった件について、詳細を説明しなかったにも関わらず、山南の三十五石を提供してくれたことを喜んでいること、来年には返却することを長野藤定が、土地提供者の忍田親類被官中へ約束した文書。

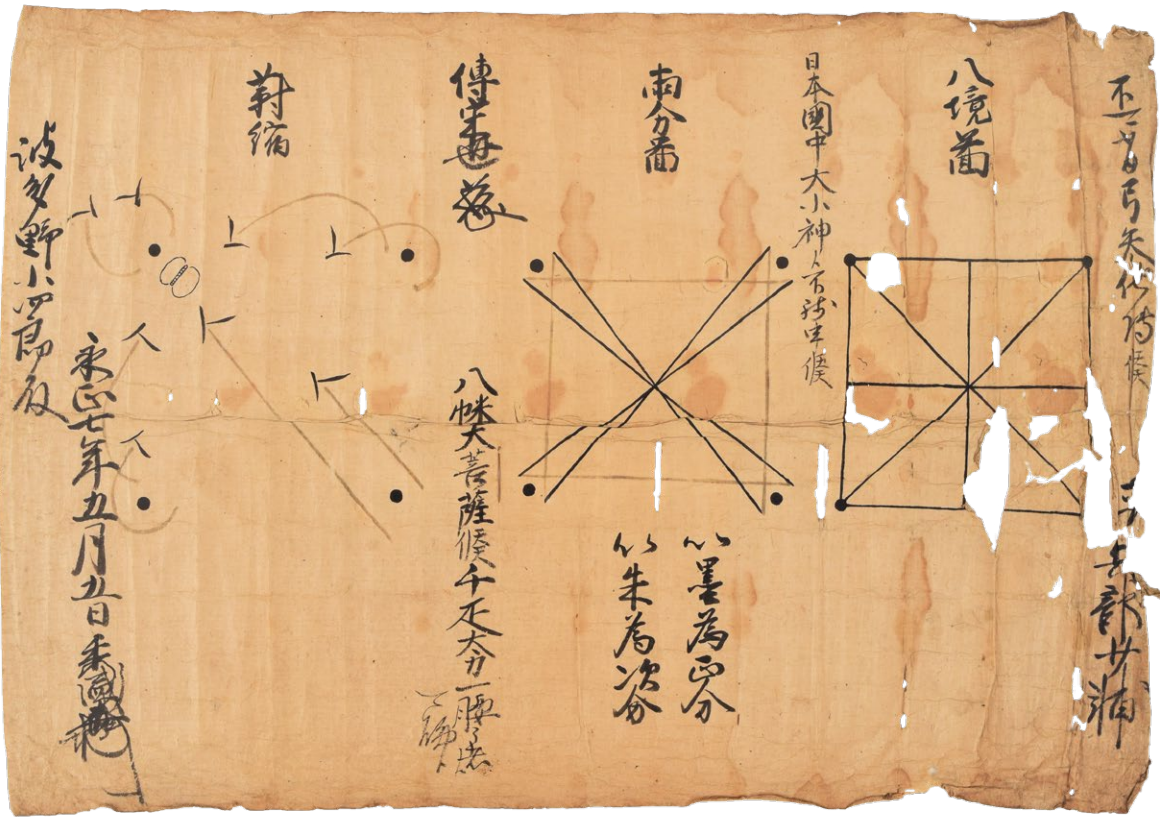
長野藤定は、伊勢国人領主長野家十五代で、伊勢国司北畠氏と戦いを繰り広げ、最終的に永禄元年（一五五八）に北畠貞教（ともりの）（伊勢国司北畠家八代）と和議を結んだ人物。宛所の忍田は、忍田（津市芸濃町忍田）のあたりを治めた人物で、長野氏の一族である雲林院（うんじん）氏の最盛期に与力として配下に属したという。本文書の背景などは不明であるが、戦国時代末期の伊勢国の様子であることに相違ないであろう。





## 4 室町時代の文化

波多野家に伝わった蹴鞠けまりと暦の吉凶に関する伝授状二通を紹介する。室町時代、なかでも戦国時代に地方の武家が学んだ文化がわかる。波多野家が学んだ蹴鞠、暦の吉凶は、古代では貴族が取り入れていたものであった。中世になると、蹴鞠は芸道として完成し、武士が行うものとなった。暦の吉凶も、戦いには欠かせないものである。いずれも、中世の武士にとって必要な素養であり、波多野家も身につけるよう努めていたと考えられる。



〔別筆〕  
「不可有弓矢之他伝候 平兵部少輔」

八境圖  
〔別筆〕

「日本国中大小神々不残申候」

兩分図  
以墨為正分  
以朱為次分

伝宋世（花押影）  
〔別筆〕  
「八幡大菩薩候千足太刀一腰之者候  
可論候」

對縮

永正七年五月五日秀盛（花押）

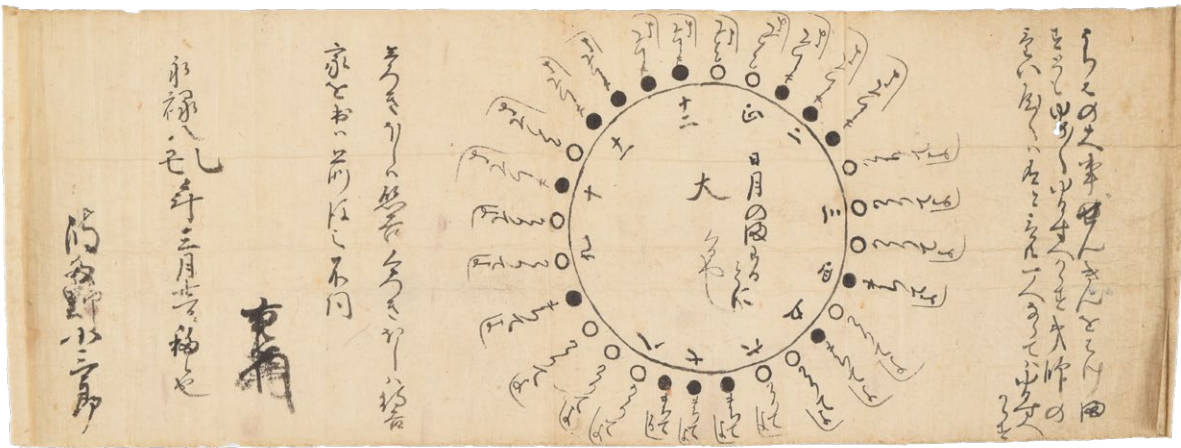
波多野小四郎殿

花押主である平秀盛から、波多野小四郎へ出された伝授状。

「伝宋世」の「宋世」は、飛鳥井雅康、「宋世」の下の花押は、雅康の兄で飛鳥井家八代の雅親をさしており、花押は雅康による写と考えられる。飛鳥井家の名前と花押影、図などから、飛鳥井流の蹴鞠の伝授状とみられる。武家であった波多野家で、蹴鞠が学ばれていたことがうかがえる文書である。

伝授状には、弓矢や神、八幡大菩薩に関するいくつかの別筆が確認できるが、これらが、伝授の内容とどのような関係であるかは、今後の課題である。

永禄八年（二五六五） 波多野貞雄家（亀山市歴史博物館寄託）



しるきの大事、せんきんをはけま  
すとも、ゆめくゆるすへからす、弟師の  
けいやく八有と言共、一人ならてハゆるすへ  
からす

しろきほしハ懸吉、くろきほしハ待吉、  
家を出ハ前後之不同

〔太郎右衛門カ〕  
〔花押〕

永禄八乙  
丑年三月廿一日、移候也、

波多野小三郎

人物不詳の花押主から波多野小三郎へ出  
された文書。

冒頭に、多額の金銭であつてもこの内容を  
を伝えてはならないこと、師弟の関係で  
あつても一人以外は許可してはならない旨  
を記すことから、以下の内容が、一子相伝  
の伝授状と考えられる。伝授された内容は、  
白黒の星の図に続き、白き星であれば懸か  
るが吉、黒き星であれば待つが吉、などと  
あることから、占術に関するものではない  
かとみられる。地方の武家にも、吉凶を占  
う文化が取り入れられていたのかもしれない。  
い。



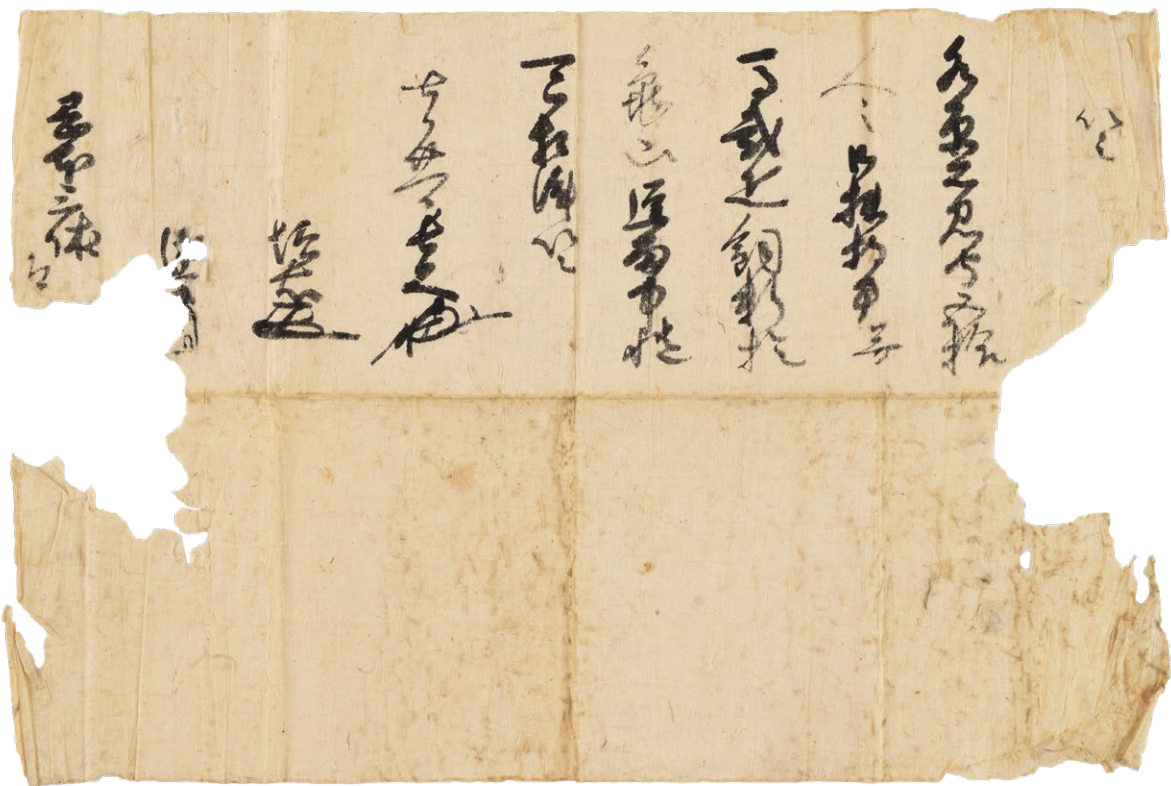
## 5

# 伊勢国と豊臣秀吉

天下統一を成し遂げた豊臣秀吉。秀吉家臣の亀山逗留にかかる奉書<sup>しよ</sup>と秀吉の朱印状から、秀吉期の伊勢国支配の様子を読み解く。

なかでも、秀吉が天下統一後に進めた太閤検地に注目したい。伊勢国では、文禄三年（一五九四）七月から九月上旬、鈴鹿郡では、八月十二日から九月初旬に行われた。検地により変化が生じた領地名や石高、また大名への領地宛行<sup>あてがい</sup>を通じた地方支配の具体的な状況を考えたい。

豊臣秀吉の奉行三名が、亀山を治める岡本良勝の兄である三休に對し、亀山に逗留する秀吉家臣の世話を命じた奉書一通。秀吉の家臣が亀山に逗留したことを紹介する。



以上

水原石見守、五拾

人之御扶持方并

馬式疋、飼料、於

亀山逗留中、饑

可被相渡候、以上、

七月廿一日長大

(長東正家)  
(花押)  
(増田長盛)

増石 (花押)  
(前田玄以)

岡本三休 参

長東正家・増田長盛・前田玄以が、豊臣秀吉の意向を岡本三休に伝えた奉書。

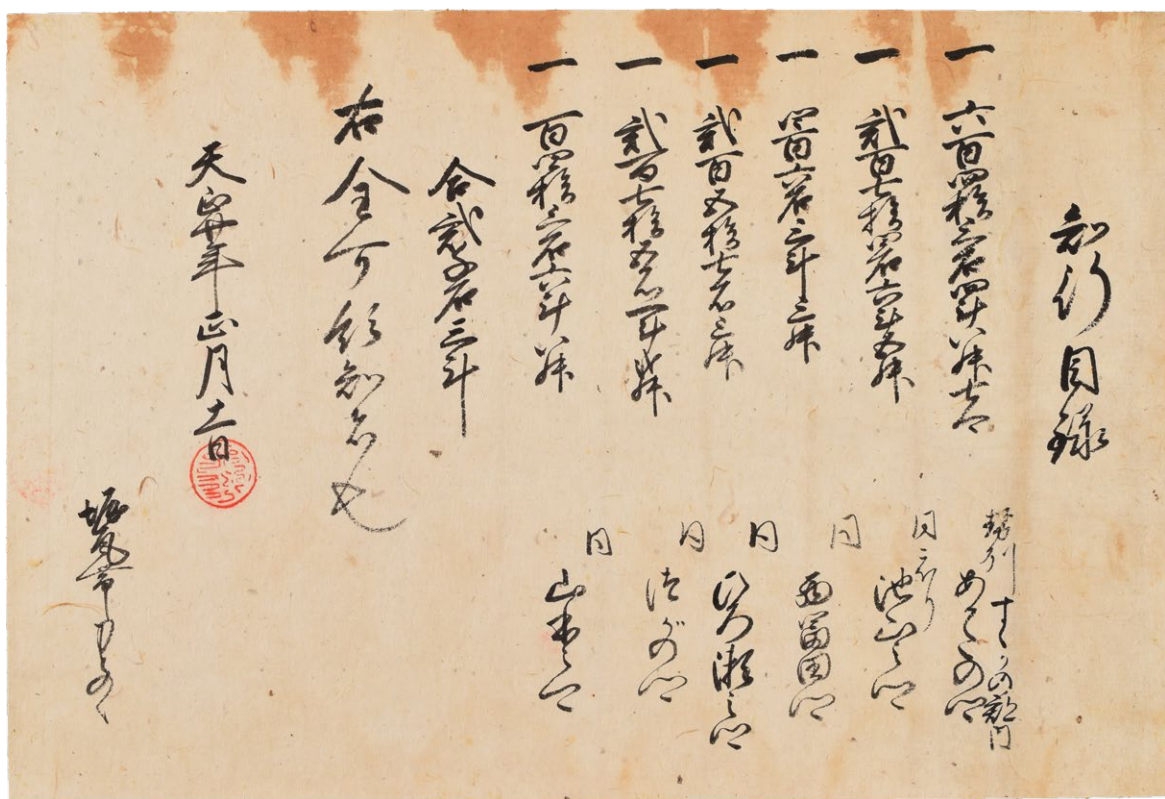
のちに豊臣秀吉の五奉行となる長東・増田・前田が、亀山を治める岡本良勝の兄、岡本三休へ、秀吉の家臣である水原石見守吉一が亀山に逗留する間、五十人の扶持(五十人分の米)と馬二頭の飼料を渡すよう伝えたもの。秀吉の家臣水原が亀山に滞在したことがわかり、興味深い。

豊臣秀吉が使用した朱印、いわゆる「糸印」が押印された知行目録四通と書状一通。

知行目録は、秀吉が、堀尾吉晴と岡本良勝に領地をあてがったもの。目録の作成時期が、注目点のひとつである。伊勢国の太閤検地は、文禄三年（一五九四）に行われた。堀尾宛には、検地前と後の目録が残されており、領地の宛行方法、領地名や石高の変化を知ることができる。

また、知行目録は、大高檀紙の使用や朱印の押印位置など、秀吉の天下人としての意識が表れた書札礼で作成されていることも注目される。

天正二十年（一五九二） 龜山市歴史博物館



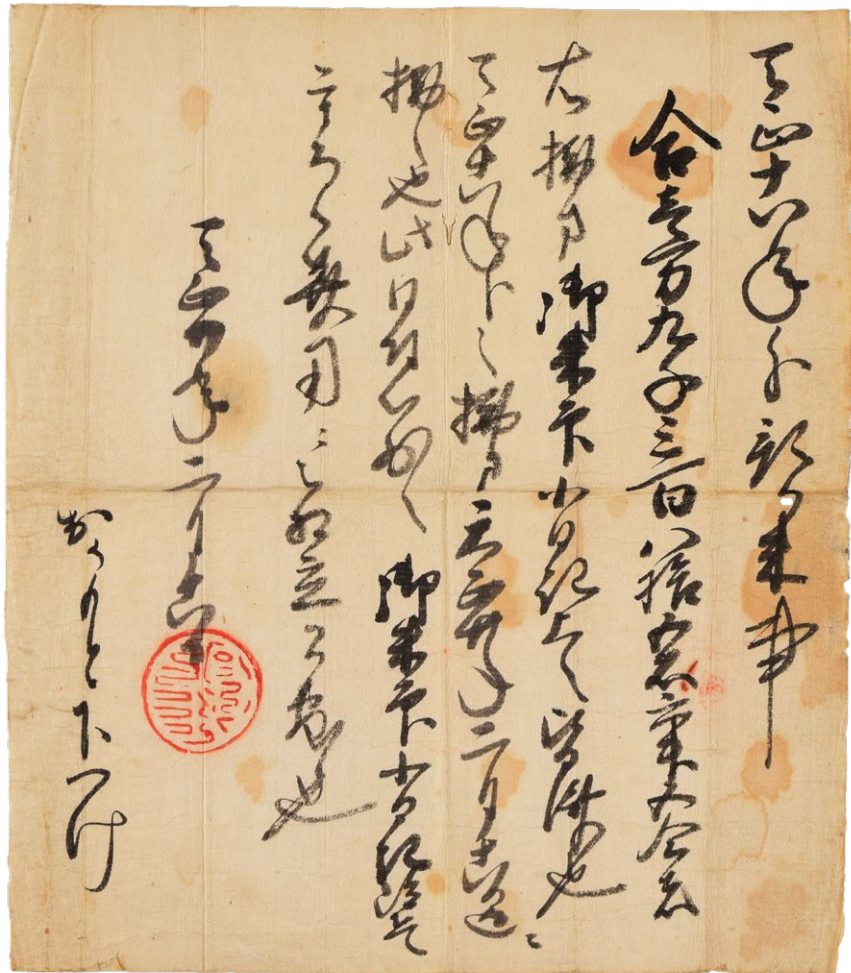
知行目録

- 一 六百四拾三石四斗八升七合 勢州すゝかの郡内 あかたの郷
- 一 式百七拾四石六斗五升 同 池山之郷
- 一 四百六石三斗三升 同 西富田郷
- 一 式百五拾七石三升 同(広) ひろ瀬之郷
- 一 式百七拾五石一斗式升 同(津賀) つかの郷
- 一 百四拾三石六斗八升 同 山本之郷
- 合式千石三斗
- 右、全可領知者也
- 天正廿年正月十一日 (豊臣秀吉) (朱印)
- 堀尾帯刀のへ (吉晴)

朱印主である豊臣秀吉が、堀尾帯刀吉晴にあてた知行目録。

朱印状によつて、秀吉は、大名の堀尾に鈴鹿郡の領地二千石三斗を与えた。与えた土地は、現在の龜山市域の「あかたの郷（後の川崎村）」、「池山之郷（後の池山村）」、「鈴鹿市域の「西富田村（後の西富田村）」、「広瀬之郷（後の広瀬村）」、「つがの郷（後の津賀村）」、「山本之郷（後の山本村）」。

天正二十年（一五九二） 龟山市歴史博物館



天正十八年分預り米事

合巻万九千三百八拾五石六升五合者

右払方、御朱印小日記上之、皆済也、

天正十八年分之払方、天正廿年二月十八日迄、

払候也、此日付以前之御朱印小日記雖上候、

重而御算用ニ被相立聞敷候也、

天正廿年二月十八日（朱印）

（岡本良勝）  
おかもと下つけ

朱印主である豊臣秀吉から、亀山城主の

岡本下野守良勝（しもつけのかみよしかつ）に出された書状。内容は、

天正十八年（一五九〇）の秀吉の直轄領で

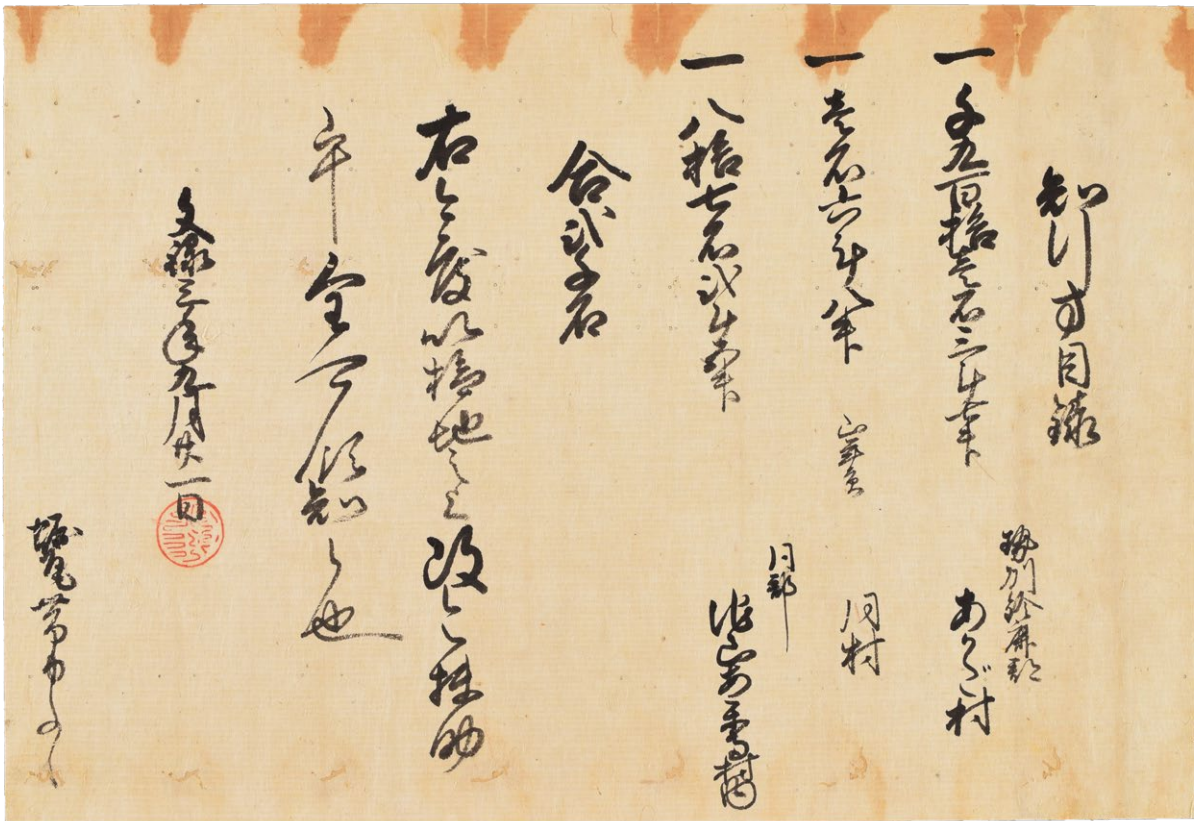
ある蔵入地（くらいりち）の年貢について、天正二十年二

月十八日付けで、完済したことを伝えたも

の。



文禄三年（一五九四） 龜山市歴史博物館



知行方目録

- 勢州鈴鹿郡 一千九百拾壹石三斗七升
- あかだ村 一壹石六斗八升 山年貢 同村
- 同郡 一八拾七石式斗五升 池山安樂寺村内
- 合式千石
- 右、今度以検地之上、改令扶助
- 候畢、全可領知候也
- 文禄三年九月廿一日 (豊臣秀吉朱印) 堀尾帯刀とのへ

朱印主である豊臣秀吉が、堀尾帯刀吉晴にあてた知行目録。 「豊臣秀吉朱印状」(No.34)と同じく、朱印状によって、秀吉が大名の堀尾に領地を与えたもの。注目点は、「検地の上を以て」とあり、太閤検地後に出された知行目録ということである。鈴鹿郡は、文禄三年九月初旬までに検地が行われており、この知行目録は検地直後に出されたものということになる。知行地の総石高にほぼ違いはないが、知行地には違いがある。検地後は、「あかだ村」の石高が大きく増加しており、「あかだの郷」周辺に所領を集中化したとみられる。よって、いずれも後の川崎村につながる。天正二十年（一五九二）の「あかだの郷」と文禄三年（一五九四）の「あかだ村」であるが、川崎村と同じ範囲となるのは検地後の「あかだ村」であろうと考えられる。

文禄三年五月廿一日  
 伴塲國鈴麻新知行方目録  
 岡本下野守

知行方目録  
 一八石様五斗半 別所 尾上村  
 一八石様五斗半 尾上村  
 一八石様五斗半 尾上村  
 一八石様五斗半 尾上村  
 一八石様五斗半 尾上村

一 子二百五拾五名ありて

野上村

一 子五拾五名ありて

宮内村  
このま村

一 七百五拾五名ありて

よの村

一 子百五拾五名ありて

まの村  
りま村

一 子百五拾五名ありて

月村

一 子百五拾五名ありて

あはれ村

一 子百五拾五名ありて

たまた村

一 子百五拾五名ありて

らつて村

一 子百五拾五名ありて

えら村  
すん村

一 子百五拾五名ありて

さうの村

一 八拾五名ありて

うけ村

一 百五拾五名ありて

一のせり

一 百五拾五名ありて

あま村

一 百五拾五名ありて

とら村

一 百五拾五名ありて

たいり村

一 百五拾五名ありて

とら村

一 子百五拾五名ありて

あま村

合算方より百五拾五名ありて

中村

又百五拾五名ありて



子百五拾五名ありて

あま村



知行方目録

勢州鈴鹿郡

- 一 八百七拾九石九斗三升 龜山村
- 一 貳石七斗二升 山年貢 同村
- 一 八百拾三石五斗八升 野尻村(梅世)
- 一 六百拾四石五斗 つはいそ村(梅世)
- 一 千三百四拾六石壹斗一升 野むら(村)
- 一 千九拾七石壹斗八升 山下村(下)
- 一 七百貳拾貳石貳斗一升 このした村(小野)
- 一 千六百九拾壹石貳斗九升 をの村(和田)
- 一 壹石四升 小成物 いしり(井尻)
- 一 千六百拾八石壹斗九升 同村(阿野田)
- 一 九百八拾六石六斗二升 あのと村(田茂)
- 一 千四百四拾五石七升 たもあちもと村(安知本)
- 一 千五百拾九石六斗五升 ミつてら村(三寺)
- 一 三拾七石五斗 はわか村(羽若)
- 一 八拾壹石五斗 すみ山村(住)
- 一 貳百八拾貳石九斗一升 さかの下村(坂)
- 一 貳百八拾壹石四斗三升 くつかけ村(番掛)
- 一 八百拾四石壹斗 一のせむら(市瀬)
- 一 五百四拾貳石五斗七升 ふるまや村(古殿)
- 一 四百拾九石壹斗 をかわ村(小川)
- 一 千五拾三石七升 たいこうし村(太岡寺)
- 合卷万五千貳百三拾石貳斗七升 長ミやう寺村(明)
- 小成物共(中)
- 文禄三年九月廿一日 (朱印) 小成物共(豊臣秀吉)

〔別筆〕  
「墨付四枚上紙共」

岡本下野守とのへ  
(良勝)

朱印主である豊臣秀吉が、龜山城主の岡本下野守良勝にあてた知行方目録。  
現在の龜山市域にあたる二十三村、計一万五千二百三十石二斗七升を領地として与えている。ここに示される範囲が、豊臣期の龜山城主の領地ということになる。なかでも、冒頭の「龜山村」が注目される。

その他の村と異なり、「龜山村」は、江戸時代の村名として存在しておらず、場所が明確でない。ただし、江戸時代の村高と比較すると東町と西町が近く、龜山村は東町と西町にあたるのではないかと考えられる。

「豊臣秀吉朱印状」(No.36)と同じく、太閤検地後に出された目録である。二点を比較すると鈴鹿郡の知行目録が同日発給されており、検地後の知行の宛行が、同郡であれば同日に行われていた可能性がうかがえる。

また、本目録は、装丁に特徴がある。出品資料の中で唯一、袋綴装の堅帳である。秀吉が出した知行目録のうち、堅帳の形態の類例は数少ないという。今後の類例調査が課題である。

〔表紙〕  
文禄三年九月廿一日  
伊勢国鈴鹿郡内知行方目録帳  
岡本下野守

文禄四年(二五九五) 龜山市歴史博物館

伊勢国鈴鹿郡内岡本下野守宛知行目録  
 一 千三百五拾五石六斗七升 下庄村  
 一 百八拾三石三斗七升 (和泉) いづみ村  
 一 千五百廿八石壹斗五升 小田河井 (海善寺) かいぜんじ  
 一 九百七石三斗六升 菅内河井 (河内) すがわち  
 一 七百八拾六石壹斗 (八野) はちの野村  
 一 八百四拾七石五斗 (白木) はらき  
 一 八百五拾四石四斗貳升 (鷲山) わし山  
 一 四百九拾壹石六斗四升 (辺法寺) へんぼうじ  
 一 三百五拾三石二斗二升 (庄野) しゃうの村  
 一 貳百五十七石三升 かのを山之内  
 一 貳百六拾石壹斗七升 ちかまいち  
 合七千八百貳拾四石六斗三升 (平野) ひらの村  
 右、為加増、令扶助候諭、全可領知候也 (久我) くかむら  
 文禄四年正月廿日 (豊臣秀吉) 朱印  
 岡本下野守とのへ

伊勢国鈴鹿郡内岡本下野知行出米目録

- 一千三百五拾五石六斗七升
- 一百八拾三石三斗七升
- 一千五百廿八石壹斗五升
- 九百七石三斗六升
- 七百八拾六石壹斗
- 八百四拾七石五斗
- 八百五拾四石四斗貳升
- 四百九拾壹石六斗四升
- 三百五拾三石二斗二升
- 貳百五十七石三升
- 貳百六拾石壹斗七升
- 合七千八百貳拾四石六斗三升

朱印主である豊臣秀吉が、龜山城主の岡本下野守良勝にあてた知行目録。  
 文禄三年(一五九四)の知行目録(No. 37)につづき、鈴鹿郡内の土地を増増したものの十五の村名が確認できる。しかし、「たかのを山之内」、「かふとかまいち」あち本之内」は、具体的な場所が不明である。

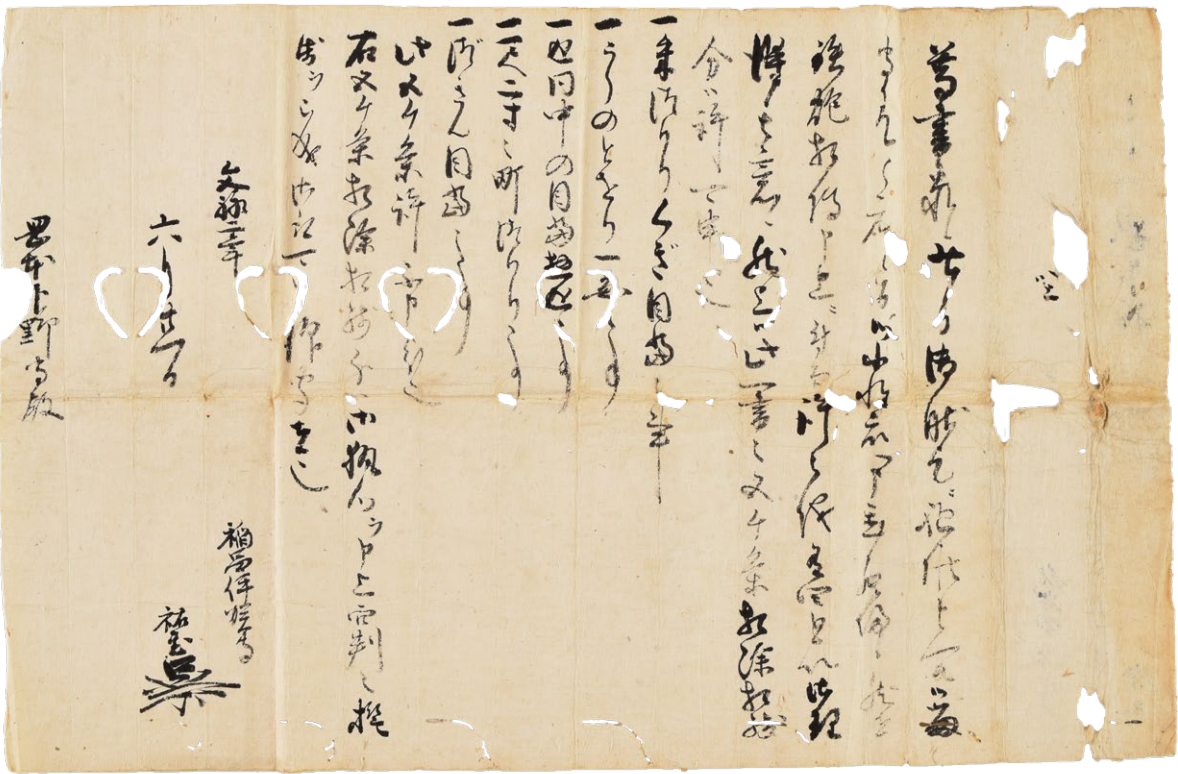
また、本文書およびNo. 34・36は、料紙も注目点のひとつである。この料紙は、大高檀紙といい、室町幕府の足利將軍や江戸幕府の徳川將軍なども、自ら発給した文書に使用した大きく厚い紙である。秀吉も、天下人となって以後、自ら出す朱印状などの文書に大高檀紙を用い、紙でも自らの地位を示した。その他、目下に朱印のみ、宛所は自らの印と同等の高さか、低く書き出す形の尊大な形式を取り、天下人であることを書式でも表している。



## 6 亀山城主岡本良勝と鉄砲

天正十九年（一五九一）、亀山城主となった岡本良勝<sup>よしかつ</sup>。それ以前から鈴鹿郡の豊臣蔵入地<sup>くらいりち</sup>の代官を務め、家臣として信賴を得ていた。一方で、天正十二年の戦いや小田原攻めでも活躍し、軍事面でも秀でていた。そのひとつとして、稲富流砲術の祖である稲富祐直<sup>いなどめすけなお</sup>から砲術の免許を得て、武芸の精進にも努めていたことを伝える文書である。

文禄二年（一五九三） 龜山市歴史博物館



〔編者〕

一岡下様

参〔御報〕

稲富伊賀

祐直

以上

尊書承候、昨日御状上候<sup>三</sup>祇候申候へ共、御留守にて御座候間、御小性衆<sup>姓</sup>申置相帰候、然者鉄砲相伝申上<sup>三</sup>付而、許之儀、有血を以御理得其意候、然上<sup>ハ</sup>此一書之五ヶ条相除相残分<sup>ハ</sup>許可申也、

一朱つかり、くぎ目当之事

一うらのとをり一円之事

一返同中の目当惣返之事

一一尺二寸之町、つかり之事

一づきん目当之事

此五ヶ条許不申分也

右五ヶ条相除、相残分<sup>ハ</sup>、御執心<sup>ヲ</sup>申上、血判之誓紙<sup>ヲ</sup>被成御取、可被仰聞者也、

文禄二年

稲富伊賀守

六月廿一日

祐直（花押）

岡本下野守殿

稲富伊賀守

祐直

六つかり

岡本下野守殿

花押主である稲富伊賀守祐直が、岡本下野守良勝に出した印加状。

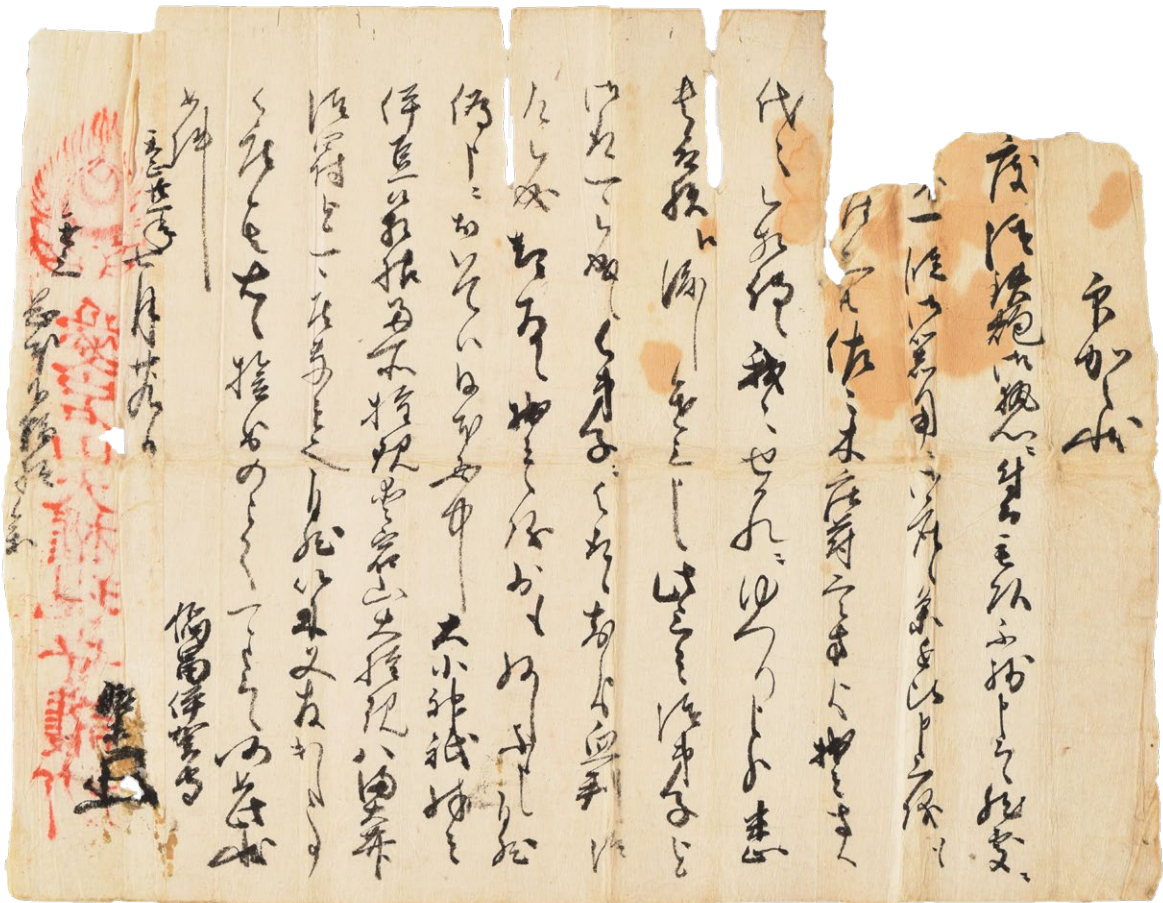
稲富祐直は、近世の代表的な砲術流派である稲富流砲術の祖。稲富からの印可状、つまり認可状を受けており、岡本が、稲富流砲術を習得したことを示す。

本文書は、稲富が岡本を訪問したところ留守であったので、以下のことを小姓に伝えて帰ったという内容である。その内容は、岡本に砲術を相伝することを許可したこと、許可の折は血判をもって行うこと、許可する内容は、記した五か条以外の内容となること、という主に三点である。

なお、端裏には、本書を封じていた切封墨引の痕跡がある。切封墨引は、「北畠天祐書状」(No.29)でも確認できる。



天正二十一年（一五九三） 龜山市歴史博物館



印加之状

- 度御鉄砲御執心<sup>ニ</sup>付而、毛頭不残申上候、然<sup>ニ</sup>処<sup>ニ</sup>
- 一段御器用<sup>ニ</sup>御座候条、近頃申上儀<sup>モ</sup>
- 座候へ共、佐々木庄符<sup>□</sup>方<sup>ニ</sup>拙者方へ
- 代々被相伝候、我々せかれゆつり申候分、悉
- 貴殿様<sup>江</sup>渡し進上申候、此上者、御弟子を
- 御取可被成候、御弟子<sup>ニ</sup>御取候前<sup>方</sup>血判御
- 取被成御座候、拙者<sup>之</sup>儀、少もふし不申候、自然
- 偽申<sup>ニ</sup>おいてハ、日本国中大小神祇、殊<sup>ニ</sup>
- 伊豆箱根両所権現、愛宕山大権現、八幡大菩薩
- 御罰を可被蒙者也、自然以来又存出し候事、
- 御座候者、右之誓紙のことく可申上候、仍如此状
- 如件

天正廿一年

七月廿九日

稲富伊賀守

祐直（血判・花押）

進上

岡本下野様 参

（護符貼付・朱摺（表裏反対））

〔宝珠〕 愛宕山大権現守護所

花押主である稲富伊賀守祐直が、岡本下野守良勝に出した印加状。「稲富祐直鉄砲印加状」（No.39）で伝授を許可したことに基づき、発給されたと考えられる。

前半部には、岡本に砲術を授けたこと、岡本が弟子をとつてよいこと、弟子をとる際には事前に血判を取ることを記す。後半部は、こうした誓いに偽りがあつた際には、神仏の罰が下るといふ神文を記す。また、末尾には表裏反対に「愛宕山大権現守護所」の護符を貼り付ける。戦国時代、愛宕は戦勝の利益があると、軍神としての信仰を集めた。護符の貼付は、軍神信仰と関わりがあるのかもしれない。

なお、本文書の発給年は、天正二十一年となっている。しかし、天正は二十年で改元し、文禄元年となるため、本来、文禄二年と記されるべきである。なぜ、天正年号を用いたのかは不明。

## 主な参考文献

### 著作

- 相田二郎『日本の古文書』上、岩波書店、1949  
相田二郎『日本の古文書』下、岩波書店、1954  
日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世編、吉川弘文館、1983  
有限会社平凡社地方資料センター編、『三重県の地名』、平凡社、1983  
和田英松『新訂官職要解』（所功校訂）、講談社、1983  
井上宗雄・岡雅彦・尾崎康・片桐洋一・鈴木淳・中野三敏・長谷川強・松野陽一編  
『日本古典籍書誌学辞典』、岩波書店、1999  
佐藤進一『新版古文書学入門』、法政大学出版局、2003  
岡田謙一「応安期における伊勢国と細川氏」『古文書研究』64、2007  
穴倉佐敏『必携古典籍・古文書料紙事典』、八木書店、2011

### 論文

- 稲本紀昭「波多野貞雄氏所蔵文書について」『三重県史研究』3、1987  
古野貢「伊賀・伊勢・志摩国守護仁木氏」（川岡勉編『中世後期の守護と文書システム』思文閣出版、2022）

### 自治体史等

- 三重県『三重県史 資料編』近世1、1993  
三重県『三重県史 資料編』中世2、2005  
谷口央「一 太閤検地の実施」「伊勢国内の太閤検地」  
（第一章近世的支配の成立 第三節 太閤検地と朝鮮侵略、『三重県史 通史編』近世1、三重県、2017）  
伊藤俊一「第五章 南北朝の内乱」（『三重県史 通史編』中世、三重県、2020）  
飯田良一・伊藤裕偉・稲本紀昭「第六章 守護・国司と国人たち」（『三重県史 通史編』中世、三重県、2020）  
三重県埋蔵文化財センター『三重県埋蔵文化財調査報告 408 伝仙幢寺跡発掘調査報告～津市芸濃町～』、2022  
熊谷隆之・伊藤俊一「第七章 南北朝・室町時代の亀山市域」（『亀山市史 通史編』原始・古代・中世、2011）  
播磨良紀・太田光俊「第九章 織豊政権と亀山市域」（『亀山市史 通史編』原始・古代・中世、2011）  
『亀山市史 史料編』古代・中世、2011

### 図録

- 三重県総合博物館『三重県総合博物館開館記念企画展第4弾「祈りと癒しの地 熊野」』、2014  
亀山市歴史博物館『第9回企画展「三重県指定文化財 石上寺文書の世界－歴史資料へのまなざし－」』、1996  
亀山市歴史博物館『第20回企画展 平成12年度亀山市指定文化財新指定記念（前編）  
「豊臣秀吉と亀山城主岡本下野守宗憲－発見された岡本家文書から－」』、2001  
亀山市歴史博物館『歴史ひろば「亀山市内に伝わる中世文書」』、2013（web 図録）

掲 載 資 料 一 覧

| 番号                      | 資料名             | 時代          | 所蔵                 |
|-------------------------|-----------------|-------------|--------------------|
| <b>1. 中世の石上寺</b>        |                 |             |                    |
| <b>(1) 熊野三山と石上寺</b>     |                 |             |                    |
| 1                       | ◎ 熊野三山檢校覚仁法親王令旨 | 建長8年(1256)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 2                       | ○ 熊野山大権現扁額      | 鎌倉時代        | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| <b>(2) 石上寺への寄進</b>      |                 |             |                    |
| 3                       | ◎ 某寄進状          | 正元元年(1259)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 4                       | 新熊野三社乃記         | 明和4年(1767)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| <b>(3) 石上寺を守る</b>       |                 |             |                    |
| 5                       | ◎ 畠山高国禁制        | 建武4年(1337)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 6                       | ◎ 高師秋禁制         | 建武5年(1338)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 7                       | ◎ 仁木義長禁制        | 康永元年(1342)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 8                       | ◎ 細川満之禁制        | 応安4年(1371)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 9                       | ◎ 室町幕府禁制        | 文安元年(1444)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| <b>(4) 石上寺の祈禱～室町幕府～</b> |                 |             |                    |
| 10                      | ◎ 二階堂行直巻数返事     | 康永元年(1342)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 11                      | ◎ 二階堂行直巻数返事     | 康永2年(1343)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 12                      | ◎ 二階堂行直巻数返事     | 康永3年(1344)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 13                      | ◎ 二階堂行元巻数返事     | 貞治2年(1363)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 14                      | ◎ 二階堂行元巻数返事     | 貞治3年(1364)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 15                      | ◎ 二階堂行元巻数返事     | 貞治4年(1365)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 16                      | ◎ 二階堂行元巻数返事     | 貞治5年(1366)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 17                      | ◎ 二階堂行元巻数返事     | 応安元年(1368)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 18                      | ◎ 飯尾為頼書状        | 年不詳         | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| <b>(5) 石上寺の祈禱～南朝～</b>   |                 |             |                    |
| 19                      | ◎ 後村上天皇論旨       | 正平7年(1352)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 20                      | ◎ 後村上天皇論旨       | 正平7年(1352)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| <b>(6) 石上寺の文書目録</b>     |                 |             |                    |
| 21                      | ◎ 石上寺文書目録       | 年不詳         | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 22                      | ◎ 石上寺文書目録       | 年不詳         | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| <b>2. 中世の合戦と武功</b>      |                 |             |                    |
| 23                      | ◎ 波多野蓮寂軍忠状      | 建武3年(1336)  | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| 24                      | ◎ 足利尊氏感状        | 建武3年(1336)  | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| 25                      | ◎ 波多野景綱官途申状     | 観応2年(1351)  | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| 26                      | ◎ 口宣案           | 文安元年(1444)  | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| <b>3. 伊勢国守護と伊勢国司</b>    |                 |             |                    |
| <b>(1) 伊勢国守護仁木義長</b>    |                 |             |                    |
| 27                      | ◎ 仁木義長書下        | 康永元年(1342)  | 石上寺(亀山市歴史博物館寄託)    |
| 28                      | ◎ 波多野蓮寂軍忠状      | 康永元年(1342)  | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| <b>(2) 伊勢国司北畠氏</b>      |                 |             |                    |
| 29                      | ◎ 北畠天祐書状        | 年不詳         | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| 30                      | ◎ 長野藤定書下        | 年不詳         | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| <b>4. 室町時代の文化</b>       |                 |             |                    |
| 31                      | ◎ 平秀盛伝授蹴鞠図      | 永正7年(1510)  | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| 32                      | ◎ 秘伝書           | 永禄8年(1565)  | 波多野貞雄家(亀山市歴史博物館寄託) |
| <b>5. 伊勢国と豊臣秀吉</b>      |                 |             |                    |
| <b>(1) 豊臣秀吉三奉行と亀山</b>   |                 |             |                    |
| 33                      | ○ 豊臣秀吉奉行人奉書     | 年不詳         | 亀山市歴史博物館           |
| <b>(2) 豊臣秀吉朱印状</b>      |                 |             |                    |
| 34                      | ○ 豊臣秀吉朱印状       | 天正20年(1592) | 亀山市歴史博物館           |
| 35                      | ○ 豊臣秀吉朱印状       | 天正20年(1592) | 亀山市歴史博物館           |
| 36                      | ○ 豊臣秀吉朱印状       | 文禄3年(1594)  | 亀山市歴史博物館           |
| 37                      | ○ 豊臣秀吉朱印状       | 文禄3年(1594)  | 亀山市歴史博物館           |
| 38                      | ○ 豊臣秀吉朱印状       | 文禄4年(1595)  | 亀山市歴史博物館           |
| <b>6. 亀山城主岡本良勝と鉄砲</b>   |                 |             |                    |
| 39                      | ○ 稲富祐直鉄砲印加状     | 文禄2年(1593)  | 亀山市歴史博物館           |
| 40                      | ○ 稲富祐直血判鉄砲印加状   | 天正21年(1593) | 亀山市歴史博物館           |

謝 辞

本企画展の開催および図録の作成にあたり、左記の方々ならびに多くの皆様からご教示、ご協力を賜りました。

ここに記して改めてお礼申し上げます。(敬称略・五十音順)

岡野友彦

波多野貞雄

布留裕成

〔展示〕

令和四年度歴史ひろば

「指定文化財紹介―中世文書を読み解く―」

会期 令和五年一月四日(水)～一月二十九日(日)

会場 亀山市歴史博物館 企画展示室

主催 亀山市歴史博物館

〔関連事業〕

歴史講座

岡野友彦(皇學館大学 教授)

「かめやま中世文書のみどころ」

令和五年一月九日(月・祝)

令和四年度歴史ひろば

「指定文化財紹介―

中世文書を読み解く―」

発行 亀山市歴史博物館

〒五一九―〇一五一

三重県亀山市若山町七番三十号

発行日 令和五年一月四日



